



## 第1章

### 主体的な選択

この章(第1章)では、まずは、計画期間である平成20年度までの人口推移を予測するとともに、おもなサービスの実績や提供量を確認します。

また、市民のみなさんの考えを把握するために、アンケートとワークショップ(協働作業による、学びの場)を実施し、現状認識を深めています。

そして、相談体制や情報提供体制などについて確認し、市民のみなさんが自分自身の判断によって、サービスを主体的に選択できるような体制の確保につとめていくこととします。

1. サービスの調査、点検、提供量の設定 .....045

1) 人口推移について .....045

ア. 総人口の推移予測 .....045

イ. 高齢者人口の推移 .....045

ウ. 在宅のひとり暮らし高齢者数の推移 ...046

エ. 在宅の寝たきり高齢者数の推移 .....047

オ. 児童数の推移予測 .....048

カ. 合計特殊出生率の推移 .....048

キ. 障害者人口の推移予測 .....048

2) 各種サービスの実績について .....049

ア. 介護保険の実施状況について .....049

イ. 保育事業の実施状況 .....054

ウ. 待機児童について .....056

エ. 就学前児童の居場所と施設数の推移について .....056

オ. 母子世帯について .....057

カ. 医療費の給付状況について .....058

キ. 生活保護の状況について .....060

3) サービスの提供量について .....061

ア. エンゼルプランの目標量 .....062

イ. 高齢者プランの目標量 .....065

ウ. 介護保険事業計画の目標量 .....068

エ. 障害者プランの目標量 .....074

オ. 健康あきた市21計画の目標量 .....076

2. 地域の生活課題の調査 .....078

1) 市民意識調査 .....078

2) ワークショップ (協働作業による、学びの場) .....079

3. 相談支援体制の整備、サービスの情報提供 .....086

1) 福祉サービスの相談・支援 .....086

2) 保健サービスの相談・支援 .....087

3) 情報提供について .....088

4) 地域の相談・支援について .....090

秋田市社会福祉協議会 .....090

民生委員・児童委員、主任児童委員 .....091

社会福祉法人 .....092

5) 対象者別の相談・支援について .....094

ア. 高齢者相談 .....094

イ. 子育て相談、母子・父子家庭・女性相談 ...095

ウ. 障害者相談 .....096

エ. 年金・健康保険相談 .....096

6) 市民生活全般の相談・支援 .....097

7) その他のおもな相談事業 .....098

4. サービスの評価等による、利用者のサービス選択の確保 .....099

行政評価システム .....099

サービス提供者の第三者評価 .....099

苦情解決のしくみ .....099

5. サービス利用に結びついていない要支援者への対応 .....100

判断能力が低下した人への支援 .....100

閉じこもりの防止 .....102

児童虐待の防止 .....102

不登校児童への支援 .....102

生活資金不足への支援 .....102

# 第1章 主体的な選択

## 1. サービスの調査、点検、提供量の設定

### 1) 人口推移について

#### ア 総人口の推移予測

まずは、計画期間である平成20年度までの人口推移を確認・予測します。総人口は緩やかに減少すると予想しています。少子・高齢化はますます進展します。

		平成15年 10月1日	平成16年 10月1日	平成17年 10月1日	平成18年 10月1日	平成19年 10月1日	平成20年 10月1日
総人口	人	318,046	317,890	317,743	317,583	317,436	317,280
5歳未満	人	13,273	13,095	12,917	12,739	12,561	12,383
	%	4.17	4.12	4.07	4.01	3.96	3.90
10歳未満	人	27,892	27,465	27,035	26,608	26,178	25,751
	%	8.77	8.64	8.51	8.38	8.25	8.12
15歳未満	人	43,465	42,865	42,265	41,666	41,066	40,466
	%	13.67	13.48	13.30	13.12	12.94	12.75
15～64歳	人	212,513	211,546	210,510	209,475	208,439	207,402
	%	66.82	66.55	66.25	65.96	65.66	65.37
65歳以上	人	61,987	63,479	64,968	66,442	67,931	69,412
	%	19.49	19.97	20.45	20.92	21.40	21.88
75歳以上	人	26,361	27,706	29,054	30,394	31,742	33,086
	%	8.29	8.72	9.14	9.57	10.00	10.43
年齢不詳	人	81	-	-	-	-	-
	%	0.02	-	-	-	-	-

【資料】「秋田市の年齢別人口(国勢調査人口ベース)」(情報政策課)

平成16年以降の数字は、厚生労働省から示されたコーホート変化率法による予測値であり、秋田市地域福祉計画で独自に推計したものです。

#### イ 高齢者人口の推移

65歳以上の高齢者人口は、年々増加します。秋田県全体の高齢化率(総人口にしめる65歳以上の割合)よりは大きく下回りますが、全国平均よりは若干上回って推移しています。

各年10月1日現在

年	総人口	65歳以上			70歳以上		75歳以上		
		人口(人)	比率(%)	県(%)	全国(%)	人口(人)	比率(%)	人口(人)	比率(%)
11年	316,444	53,573	16.9	22.7	16.7	35,617	11.3	20,189	6.4
12年	317,625	55,689	17.5	23.5	17.3	37,451	11.8	21,697	6.8
13年	318,328	57,982	18.2	24.3	18.0	39,389	12.4	23,136	7.3
14年	318,658	60,206	18.9	25.1	18.5	41,247	12.9	24,790	7.8
15年	318,046	61,987	19.5	25.7	19.0	43,009	13.5	26,361	8.3

平成12年は「国勢調査」、それ以外は総務省統計、秋田県年齢別人口統計調査および秋田市年齢各歳別人口による。

ウ. 在宅のひとり暮らし高齢者数の推移

在宅でひとり暮らしをしている高齢者の数は年々増加し、平成14年度には、高齢者の1割以上がひとり暮らしという状況になりました。

区分	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
	人数 A)	割合% (A/B)								
明 徳	171	0.32	183	0.33	187	0.32	202	0.34	200	0.32
中 通	291	0.54	310	0.56	303	0.52	359	0.60	368	0.59
保戸野	212	0.40	231	0.41	223	0.39	240	0.40	255	0.41
旭 北	158	0.29	178	0.32	184	0.32	225	0.37	221	0.36
築 山	359	0.67	383	0.69	401	0.69	411	0.68	412	0.67
旭 南	266	0.50	275	0.49	287	0.49	298	0.49	329	0.53
川 尻	143	0.27	153	0.27	162	0.28	170	0.28	192	0.31
牛 島	179	0.33	177	0.32	190	0.33	194	0.32	198	0.32
旭 川	261	0.49	286	0.51	319	0.55	337	0.56	340	0.55
広 面	132	0.25	155	0.28	164	0.28	202	0.34	225	0.36
土 崎	191	0.36	198	0.36	209	0.36	227	0.38	228	0.37
港 北	219	0.41	239	0.43	265	0.46	269	0.45	260	0.42
土崎南	201	0.38	217	0.39	225	0.39	247	0.41	242	0.39
寺 内	207	0.39	202	0.36	245	0.42	253	0.42	268	0.43
八 橋	109	0.20	122	0.22	136	0.23	153	0.25	155	0.25
泉	128	0.24	133	0.24	158	0.27	168	0.28	181	0.29
新 屋	248	0.46	267	0.48	293	0.51	305	0.51	321	0.52
新屋勝平	182	0.34	211	0.38	231	0.40	242	0.40	254	0.41
太 平	36	0.07	37	0.07	43	0.08	45	0.07	44	0.07
外旭川	123	0.23	136	0.24	146	0.25	154	0.26	164	0.27
飯 島	200	0.37	219	0.39	246	0.42	255	0.42	280	0.45
下新城	62	0.12	65	0.12	76	0.13	83	0.14	81	0.13
上新城	13	0.02	12	0.02	12	0.02	18	0.03	18	0.03
浜 田	56	0.10	59	0.11	65	0.11	59	0.10	57	0.09
豊 岩	22	0.04	22	0.04	22	0.04	28	0.05	25	0.04
仁井田	121	0.22	147	0.26	153	0.26	164	0.27	179	0.29
四ツ小屋	67	0.13	71	0.13	72	0.13	70	0.12	67	0.11
上北手	27	0.05	33	0.06	35	0.06	37	0.06	35	0.06
下北手	51	0.09	35	0.06	41	0.07	47	0.08	58	0.09
下 浜	60	0.11	56	0.10	55	0.10	61	0.10	69	0.11
金 足	78	0.14	79	0.14	81	0.14	81	0.13	88	0.14
東	150	0.28	168	0.30	185	0.32	197	0.33	198	0.32
桜	80	0.15	96	0.17	124	0.21	135	0.22	142	0.23
大 住	117	0.22	132	0.24	146	0.25	143	0.24	152	0.25
寺内小	54	0.10	71	0.13	92	0.16	116	0.19	127	0.20
御所野							15	0.02	18	0.03
合 計	4,974	9.28	5,358	9.62	5,776	9.96	6,210	10.31	6,451	10.41
65歳以上人口(B)	53,573		55,689		57,982		60,206		61,987	

【資料】65歳以上人口は「秋田市年齢別・地区別人口」(情報政策課)より。  
ひとり暮らし高齢者数は、各地区の民生委員・児童委員による「高齢者実態調査結果」(高齢福祉課)より。  
地区別世帯数(小学校区単位)は平成15年10月1日現在の住民基本台帳(国勢調査人口とは異なる)より。  
民生委員・児童委員の担当地区割と住民基本台帳(小学校区単位)の地区割は厳密には一致しないため、あくまでも参考数値。

エ. 在宅の寝たきり高齢者数の推移

一方で、寝たきり高齢者の数は少しずつ減っています。今後とも、この傾向を続けることが理想的です。

区分	11年度		12年度		13年度		14年度		15年度	
	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数	割合%	人数 A)	割合% (A/B)
明 徳	5	0.01	4	0.01	5	0.01	6	0.01	4	0.01
中 通	22	0.04	26	0.05	18	0.03	17	0.03	9	0.01
保戸野	14	0.03	14	0.03	18	0.03	16	0.03	13	0.02
旭 北	10	0.02	9	0.01	5	0.01	7	0.01	9	0.01
築 山	25	0.05	20	0.04	20	0.03	14	0.02	20	0.04
旭 南	33	0.06	10	0.02	9	0.02	11	0.02	11	0.02
川 尻	11	0.02	14	0.03	12	0.02	9	0.01	6	0.01
牛 島	19	0.04	18	0.03	12	0.02	14	0.02	10	0.02
旭 川	28	0.05	23	0.04	23	0.04	25	0.04	23	0.04
広 面	29	0.06	13	0.02	14	0.02	14	0.02	15	0.02
土 崎	18	0.03	14	0.03	9	0.02	7	0.01	9	0.01
港 北	18	0.03	16	0.03	16	0.03	19	0.03	12	0.02
土崎南	14	0.03	11	0.02	9	0.02	13	0.02	13	0.02
寺 内	10	0.02	16	0.03	16	0.03	10	0.02	15	0.02
八 橋	10	0.02	14	0.03	11	0.02	9	0.01	12	0.02
泉	10	0.02	6	0.01	6	0.01	9	0.01	7	0.01
新 屋	16	0.03	22	0.04	21	0.04	18	0.03	19	0.03
新屋勝平	18	0.03	14	0.03	12	0.02	12	0.02	20	0.04
太 平	18	0.03	12	0.02	14	0.02	17	0.03	17	0.03
外旭川	16	0.03	11	0.02	11	0.02	10	0.02	10	0.02
飯 島	36	0.07	31	0.06	24	0.04	28	0.05	23	0.04
下新城	13	0.02	14	0.03	7	0.01	8	0.01	11	0.02
上新城	7	0.01	8	0.01	15	0.03	11	0.02	11	0.02
浜 田	5	0.01	4	0.01	4	0.01	6	0.01	9	0.01
豊 岩	10	0.02	8	0.01	6	0.01	11	0.02	9	0.01
仁井田	28	0.05	25	0.04	17	0.03	22	0.04	23	0.04
四ツ小屋	20	0.04	19	0.03	20	0.03	13	0.02	15	0.02
上北手	16	0.03	13	0.02	10	0.02	10	0.02	9	0.01
下北手	19	0.04	13	0.02	15	0.03	18	0.03	14	0.02
下 浜	15	0.03	9	0.01	9	0.02	7	0.01	10	0.02
金 足	17	0.03	12	0.02	10	0.02	10	0.02	9	0.01
東	7	0.01	10	0.02	7	0.01	9	0.01	8	0.01
桜	16	0.03	13	0.02	7	0.01	20	0.03	14	0.02
大 住	8	0.01	7	0.01	7	0.01	5	0.01	6	0.01
寺内小	15	0.03	14	0.03	12	0.02	16	0.03	12	0.02
御所野							3	0.01	3	0.01
合 計	576	1.08	487	0.87	431	0.74	454	0.75	440	0.71
65歳以上人口	53,573		55,689		57,982		60,206		61,987	

【資料】65歳以上人口は「秋田市年齢別・地区別人口」(情報政策課)より。  
ひとり暮らし高齢者数は、各地区の民生委員・児童委員による「高齢者実態調査結果」(高齢福祉課)より。  
地区別世帯数(小学校区単位)は平成15年10月1日現在の住民基本台帳(国勢調査人口とは異なる)より。  
民生委員・児童委員の担当地区割と住民基本台帳(小学校区単位)の地区割は厳密には一致しないため、あくまでも参考数値。

オ 児童数の推移予測

児童は、すべての年齢で減少しますが、保育所入所率は増加すると予測しています。

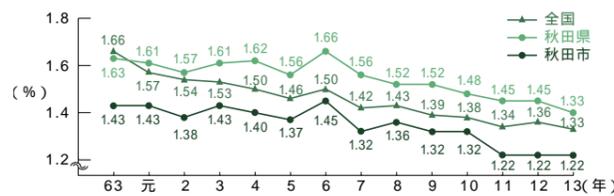
- 平成15年の各年齢別人口は、0歳児は平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた子どもとし、1歳児から5歳児も同様に集計しています。
- 保育所は、認可保育所へき地保育所認可外保育施設(事業所内含む)とします。
- 平成20年の各年齢別人口は、45ページの推計によるもので、保育所入所児童数と幼稚園入所児童数は、平成11年から15年までの入所率をもとに推計したものです。

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
平成10年 4月1日	在宅	実数(人)	2,561	2,351	2,177	1,049	22	0	8,160
		比率(%)	89.92	81.24	77.69	34.09	0.75	0	46.42
	保育所	実数(人)	287	543	625	690	687	629	3,461
		比率(%)	10.08	18.76	22.31	22.43	23.27	20.93	19.69
幼稚園	実数(人)	0	0	0	1,338	2,243	2,376	5,957	
	比率(%)	0	0	0	43.48	75.98	79.07	33.89	
合計		実数(人)	2,848	2,894	2,802	3,077	2,952	3,005	17,578
平成15年 4月1日	在宅	実数(人)	2,328	1,981	1,936	687	36	25	6,993
		比率(%)	87.00	74.87	71.44	25.46	1.27	0.87	42.59
	保育所	実数(人)	348	665	759	749	806	737	4,064
		比率(%)	13.00	25.13	28.01	27.76	28.36	25.90	24.76
幼稚園	実数(人)	0	0	15	1,262	2,000	2,084	5,361	
	比率(%)	0	0	0.55	46.78	70.37	73.23	32.65	
合計		実数(人)	2,676	2,646	2,710	2,698	2,842	2,846	16,418
平成20年 10月1日	在宅	実数(人)	2,052	1,641	1,650	678	27	15	6,063
		比率(%)	83.57	67.33	67.61	27.41	1.06	0.58	40.54
	保育所	実数(人)	404	796	788	830	942	768	4,528
		比率(%)	16.43	32.67	32.28	33.53	36.60	29.88	30.28
幼稚園	実数(人)	0	0	3	967	1,605	1,788	4,363	
	比率(%)	0	0	0.11	39.06	62.34	69.54	29.18	
合計		実数(人)	2,456	2,437	2,441	2,475	2,574	2,571	14,954

カ 合計特殊出生率の推移

(単位: %)

年	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
秋田市	1.43	1.43	1.38	1.43	1.40	1.37	1.45	1.32	1.36	1.32	1.32	1.22	1.22	1.22
秋田県	1.63	1.61	1.57	1.61	1.62	1.56	1.66	1.56	1.52	1.52	1.48	1.45	1.45	1.40
全国	1.66	1.57	1.54	1.53	1.50	1.46	1.50	1.42	1.43	1.39	1.38	1.34	1.36	1.33



合計特殊出生率  
一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す数値。  
総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は、2.1だといわれています。

キ 障害者人口の推移予測

身体障害者と知的障害者は、微増すると予測しています。それに比べると、精神障害者の増加が大きいと予測しています。

(単位: 人)

身体障害者	年度・種別	視覚	聴覚	平衡機能	音声等	肢体	内部	合計
	平成15年度	848	904	13	177	6,321	2,632	10,895
	平成20年度	908	968	14	190	6,770	2,819	11,669

知的障害者	年度・種別	軽度	中度	重度	最重度	計
	平成15年度	148	540	587	187	1,462
	平成20年度	167	606	659	210	1,642

精神障害者	年度・状況	入院患者	在宅患者	総数
	平成15年度	562	2,760	3,322
	平成20年度	793	3,894	4,687

平成20年度の障害者人口は、平成10年度から15年度までの伸び率をもとに推計したものです。

2) 各種サービスの実績について

たくさんのサービスが実施されていますので、すべてのサービスを掲載することはできませんが、おもな福祉・保健サービスについて、これまでの実績を確認することとします。

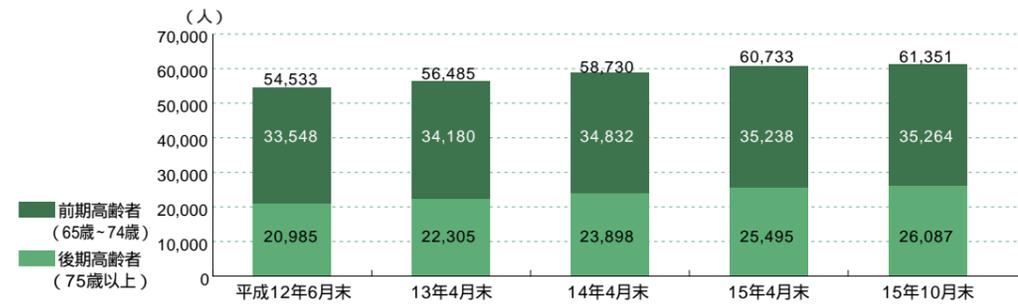
ア 介護保険の実施状況について

まずは、平成12年度から平成14年度までの第1期介護保険の実績と平成15年度現在の実施状況を確認してみましょう。

第1号被保険者 65歳以上 数の推移

第1号被保険者数は年々増加しており、後期高齢者が大きく増えています。(単位: 人)

	平成12年6月末	平成13年4月末	平成14年4月末	平成15年4月末	平成15年10月末
前期高齢者(65歳~74歳)	33,548	34,180	34,832	35,238	35,264
後期高齢者(75歳以上)	20,985	22,305	23,898	25,495	26,087
合計(65歳以上)	54,533	56,485	58,730	60,733	61,351

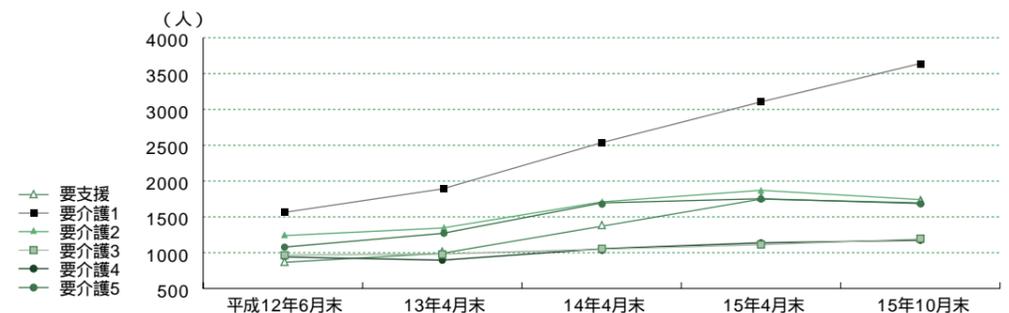


要介護認定者数の推移

要介護認定者数の出現率は全国平均に比べて、3%程高くなっています。要介護認定者数は、年々増加しており、要介護度別では要介護1が大きく伸びています。

(単位: 人)

	平成12年 6月末	平成13年 4月末	平成14年 4月末	平成15年 4月末	平成15年 10月末
要支援	864	992	1,369	1,748	1,696
要介護1	1,560	1,890	2,536	3,105	3,641
要介護2	1,238	1,344	1,709	1,871	1,741
要介護3	967	982	1,049	1,112	1,191
要介護4	951	905	1,065	1,148	1,183
要介護5	1,076	1,269	1,695	1,753	1,686
合計	6,656	7,382	9,423	10,737	11,138
65歳以上人口	54,533	56,485	58,730	60,733	61,351
出現率 ÷	12.2%	13.1%	16.0%	17.7%	18.2%
出現率(全国)	10.1%	11.5%	13.0%	14.5%	14.9%



サービス受給者数の推移

サービス受給者数は、施設サービスはほぼ横ばいですが、在宅サービスが年々増加しています。これは、介護保険制度が在宅生活に次第に浸透してき

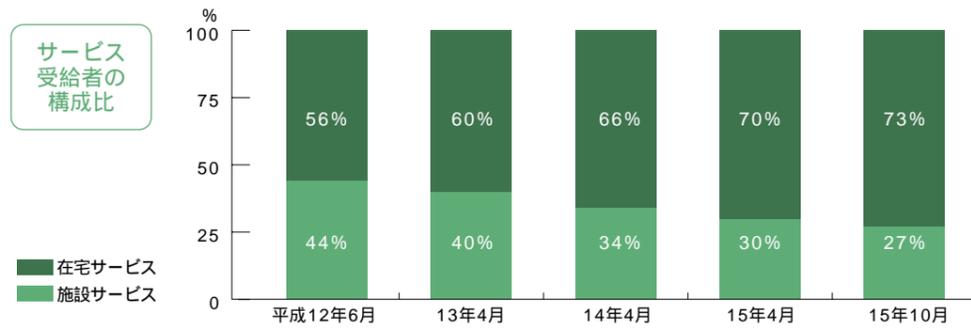
ていることだといえます。

前ページで要介護者数の出現率が全国平均を上回っていることが確認できましたが、サービス利用率は、全国平均に比べると低くなっています。

(単位：人)

	平成12年6月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成15年10月
在宅サービス	2,628	3,204	4,319	5,249	5,680
施設サービス	2,070	2,180	2,262	2,246	2,092
合計	4,698	5,384	6,581	7,495	7,772
利用率( )	70.6%	72.9%	69.8%	69.8%	69.8%
利用率(全国)		80.2%	79.1%	78.5%	

利用率..認定者に占めるサービス受給者の割合



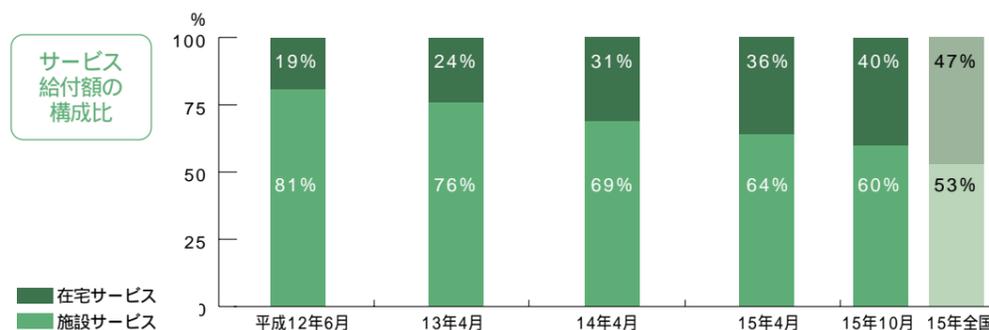
サービス給付額の推移

サービス給付額は、施設サービスに比べて在宅サービスの伸びが大きくなっています。また、平成15年度から介護療養型医療施設数が1か所減ったことに伴い、平成15年10月の施設サービスの給付額は減少しています。

グラフで確認できますが、全体に占める在宅サービスの割合は、平成12年6月の19%から平成15年10月の40%へと増加しています。秋田市は、施設サービスの割合が全国平均よりも高くなっていることがわかります。

(単位：千円)

	平成12年6月	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成15年10月
在宅サービス	148,377	205,928	299,546	392,207	421,200
施設サービス	624,076	635,658	670,521	702,504	632,074
合計	772,453	841,586	970,067	1,094,711	1,053,274



第1期(平成12年度~14年度)介護保険事業計画に対する給付実績の状況

介護サービス給付費については、在宅サービス、施設サービスともに事業計画を下回っていますので、サービスの供給量が確保されているといえます。

(単位：億円)

	平成12年度			平成13年度			平成14年度		
	事業計画	実績	割合	事業計画	実績	割合	事業計画	実績	割合
介護給付費	119	96	80.7%	139	119	85.6%	147	131	89.1%
在宅分	34	22	64.7%	43	34	79.1%	47	43	91.5%
施設分	85	74	87.1%	96	85	88.5%	100	88	88.0%

対支給限度額比率

在宅サービスを利用する場合、要介護度別に、1か月のうちに利用できる上限額(支給限度額)が決められていま

す。それに対して実際に利用された平均費用額の割合は、いずれの要介護度でも50%に満たない状況です。

	支給限度額	平成13年3月	平成14年3月	平成15年3月
要支援	61,500円	39.7%	40.0%	39.0%
要介護1	165,800円	27.2%	29.2%	30.5%
要介護2	194,800円	34.3%	38.5%	40.8%
要介護3	267,500円	34.9%	39.6%	43.1%
要介護4	306,000円	33.9%	40.0%	48.1%
要介護5	358,300円	37.4%	42.7%	45.5%
平均		33.1%	36.7%	38.9%

第1期介護保険料(平成12年度~14年度)

第1号被保険者の介護保険料は、市町村ごとに介護サービス費用の見込みや、65歳以上の人数などに応じて、3年ごとに見直されます。個人の保険料の額については、基準額をもとに、世

帯での住民税の課税状況や合計所得金額等により5段階に分けて、算出しています。なお、平成15年度から17年度までの第2期介護保険料は、70~71ページに記載しています。

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
所得区分	住民税が世帯全員非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	住民税が世帯全員非課税	住民税非課税者	住民税課税者のうち合計所得金額250万円未満	住民税課税者のうち合計所得金額250万円以上
保険料	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
年額(円)	20,718	31,077	41,436	51,795	62,154
月平均額(円)	1,726	2,589	3,453	4,316	5,179

保険料は国の特別対策により、平成12年4月から9月までは徴収免除、12年10月から13年9月までは半額となっていました。

(参考)介護保険給付費の財源割合

国庫負担金	20.00%
調整交付金 <sup>1)</sup>	4.49%
県負担金	12.50%
市負担金	12.50%
支払基金交付金(40~64歳)	33.00%
保険料(65歳以上)	17.51%

調整交付金  
介護保険の財政の調整を行うために、第1号被保険者の年齢階級・所得の分布状況等を考慮して、国が市町村に交付しているもの。

## 今後、介護保険施設をどう確保するのか

介護保険法は「被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮しなければならない(第2条4)」とし、在宅重視の考え方を採っています。

では、施設サービスを受ける人はどんな人でしょう。特別養護老人ホームの運営に関する基準には「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、(中略)サービスを提供するものとする。」とあります。

さて、在宅サービスと施設サービスの、一人あたりの費用を比べてみましょう。

(平成15年10月現在)

	利用者数(構成比)	費用(構成比)	一人あたりの費用
在宅サービス	5,680人(73%)	421,200千円(40%)	74,155円
施設サービス	2,092人(27%)	632,074千円(60%)	302,139円

65歳以上の介護保険料は、秋田市が介護保険で給付するサービスにかかる費用のおよそ18%とされています。したがって、今の制度では介護を必要とする高齢者が増え、サービス利用が増えると保険料が上がってしまいます。施設サービスを増やすことによって保険料率を引き上げることについては、現在サービスを受けていない元気な高齢者を含めた、被保険者の合意が必要です。

では、第1号被保険者が合意さえすれば施設を増やすことが可能かという点、そうではなく、施設サービスの整備量を決めるときは、国の定めた整備量の目安(参酌標準)を考慮しなければなりません。

では、どうして国はこのような基準を設けているのでしょうか。

右の財源割合の表をごらんください。介護給付は全国の助け合いによって支えられていることがわかります。特に、支払基金交付金に注目し

てください。これは、第2号被保険者(40歳から64歳まで)が健康保険料と合わせて納付している介護保険料を一旦全国で集め、これを各市町村に交付する仕組みになっています。秋田市が施設を増やして給付額を増加させれば、全国に影響が及ぶということであり、逆に、秋田市以外の場所で施設が増えると、秋田市の第2号被保険者の保険料にはね返るといってもあります。したがって、施設を増やすには一定の節度が必要です。国が参酌標準を示すのは、全国的な助け合いである保険制度を維持するためと考えられます。

### 介護保険給付費の財源割合

国庫負担金	20.00%
調整交付金	4.49%
県負担金	12.50%
市負担金	12.50%
支払基金交付金(40~64歳)	33.00%
保険料(65歳以上)	17.51%

秋田市ではどのように施設数を決めているのか、見てみましょう。

第2期介護保険事業計画(平成15年度~19年度)では、国の参酌水準をもとに、施設サービス量を次のように考えました。

介護保険施設の利用者の参酌標準は、65歳以上人口の3.2%です(痴呆性高齢者グループホームや特定施設を含めると3.5%)。第2期介護保険事業計画で推計した平成19年度の65歳以上の人口は65,897人ですので、これに参酌標準を乗じると、19年度の各施設の利用者数は次のように見込まれます。

	参酌標準	19年度利用者見込み (65,897人×参酌標準)	第2期計画策定時の定員 (14年12月現在)
特別養護老人ホーム	1.5%	988人	804人
老人保健施設	1.1%	725人	1,293人
療養型医療施設	0.6%	395人	370人
小計	3.2%	2,108人	2,467人
グループホーム・特定施設	0.3%	198人	48人
合計	3.5%	2,306人	2,515人

第2期事業計画を策定した時点の施設定員数は、19年度の高齢者人口に対して参酌標準を乗じた施設利用者数をはるかに上回っており、新たな施設をつくることは困難と考えました。そこで「痴呆はあるが体は動く」人を24時間見守るグループホームの増設、在宅介護を続ける上で家族の休息に効果的なショートステイの整備をはかることにしたものです(提供量は69ページ参照)。

では、平成18年度から始まる第3期事業計画ではどうなるのでしょうか。

第3期では第2期と異なる要素がいくつかあります。1つは「河辺町・雄和町との合併」です。2つめは、秋田市の療養型医療施設が、介護保険適

用から医療保険適用に変わる例が多くなっていることです。これによって介護給付も減っており、施設数全体の参酌標準との乖離も小さくなってきています。この流れが今後も続くのか十分見極める必要があります。3つめは、介護保険制度施行から5年目の制度の見直しが予定されていることです(内容については、現時点ではきちんとまとまったものではありません)。

こうした要素を読み取りながら、平成17年度には第3期事業計画の策定をしていくこととなりますが、特別養護老人ホームなどの施設を増やすことが可能かどうかは、十分に検討する必要があるものと考えています。



イ. 保育事業の実施状況

次に、平成15年度の保育事業の実施状況について確認します。

認可保育所

厚生労働省が定める基準を満たし、秋田市から設置認可を受けている保育所。

公私		入所定員 (人)	実施している保育サービス					
			延長保育	乳児保育	一時保育	障害児保育	地域活動	休日保育
公立	1 土崎保育所	120						
	2 川口保育所	60						
	3 保戸野保育所	60						
	4 手形第一保育所	60						
	5 川尻保育所	60						
	6 牛島保育所	60						
	7 手形第二保育所	60						
	8 港北保育所	100						
	9 泉保育所	120						
	10 寺内保育所	120						
	計	820	10	10	10	5	10	0
私立	1 第一ルンビニ園	150						
	2 第二ルンビニ園	150						
	3 城南園	60						
	4 日新保育園	150						
	5 勝平保育園	120						
	6 秋田保育所	60						
	7 あきた保育園	90						
	8 はねかわ保育所	60						
	9 聖園ベビー保育園	60						
	10 白百合保育園	90						
	11 檜山保育園	90						
	12 こばと保育園	90						
	13 あおぞら保育園	120						
	14 大野保育園	90						
	15 かんば保育園	120						
	16 北保育園	45						
	17 やまばと保育園	60						
	18 ひがし保育園	60						
	19 みどり保育園	60						
	20 あおぞら乳児園	45						
	21 さくら保育園	90						
	22 グリーンローズ保育園	30						
	23 こひつじ保育園	60						
	24 ごしよの保育園	120						
	25 ふじ保育園	90						
	26 こどものくに保育園	60						
	27 いずみこども園	60						
	28 あきたチャイルド園	90						
計	2,370	27	28	24	11	1	8	
合計	3,190	37	38	34	16	11	8	

一時保育事業が の保育所は病気、看護、出産などやむを得ない理由であって保育所の定員に余裕がある場合に限りです。

認可外保育施設

認可保育所以外の保育施設。

へき地保育所

山間地など諸条件に恵まれない地域の児童のために、秋田市が設置している保育所。

	入所定員 (人)	実施している保育サービス	
		延長保育	一時保育
1 上北手幼児園	40		
2 太平幼児園	40		
3 山谷幼児園	30		
4 上新城幼児園	40		
5 金足西幼児園	40		
6 金足東幼児園	35		
合計	225		

延長・一時保育は、希望に応じ、随時実施。

認定保育施設

厚生労働省の認可外保育施設指導監督基準(保育室面積1人あたり1.65㎡、児童の健康診断を年1回以上実施など)を満たし、秋田市から認定され、助成を受けている保育施設。

	入所定員 人	実施している保育サービス				
		延長保育	乳児保育	一時保育	障害児保育	夜間保育
1 カナリヤ保育園	150					
2 若駒保育園	60					
3 どんぐりホーム	20					
4 (有)山鳩園	41					
5 駅東ベビー保育園	60					
6 大町子供の家	84					
7 愛護保育センター	20					
8 豆の木保育園	70					
9 外旭川カナリヤ保育園	65					
10 めばえ保育園	30					
11 こどものいえ保育園	16					
12 くれよんハウス	100					
13 こくま保育園	45					
14 こまどり幼稚園附属保育園	30					
15 エンジェルハウスかつひら	10					
合計	801		15		2	6

延長・一時保育は、希望に応じ、随時実施。

事業所内保育施設

企業などが職場の労働力確保と福利厚生サービスの一環として企業の建物等の一部を使用して行っている保育サービス施設。利用は企業、事業所の関係者に限られています。

	入所定員 人	実施している保育サービス		
		延長保育	乳児保育	一時保育
1 千秋保育園	45			
2 今村病院わんぱく保育室	20			
3 (財)運忠会あおぞら保育園	20			
合計	85		3	

延長・一時保育は、希望に応じ、随時実施。

その他の認可外保育施設

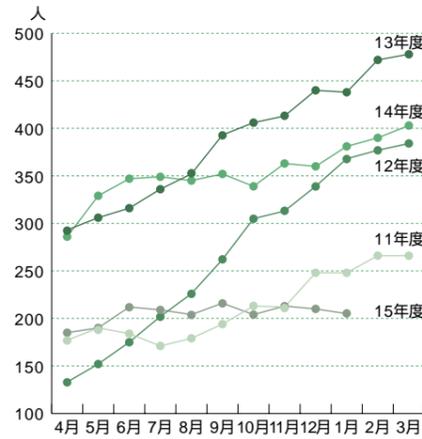
	入所定員 人	実施している保育サービス			
		延長保育	乳児保育	一時保育	夜間保育
1 キッズステーション	50				
2 こくま保育園(八橋)	10				
3 マミーズハウス	30				
4 わか杉保育園	85				
5 さんさん保育園	40				
6 つばみ保育園	5				
合計	220		6		1

延長・一時保育は、希望に応じ、随時実施。

ウ. 待機児童について

認可保育所の定員は、平成11年度当初と15年度当初を比較すると600人増加しています。14年度までは受け入れを増やしても、さらに保育需要が掘り起こされ待機児童が増え続けていましたが、出生数の減少や幼稚園の保育事業参入、認定保育施設の充実などにより、15年度は待機児童がほぼ横ばいで推移しています。年度後半になるにしたがって待機児童が増える傾向にあるのは、年度途中に生まれた子どもの入所希望により保育需要が高まるためです。

待機児童の推移



エ. 就学前児童の居場所と施設数の推移について

出生数の減少に伴い就学前児童(0~5歳)が減っているにもかかわらず、認可保育所の入所児童が増え続けています。反面、在宅や幼稚園の入所児童が減少しており、3歳未満の子どもを預けて働きたい母親が増えていることがわかります。

これは、世帯収入の減少や、父親の雇用不安など、長引く景気の低迷による要因と、社会参加を就労に求める女性のライフスタイルの多様化、保育所に預けることによる子育ての不安解消などが背景にあると考えられます。

	平成11年度				平成12年度				平成13年度			
	施設数	定員	児童数	人口比	施設数	定員	児童数	人口比	施設数	定員	児童数	人口比
	か所	人	人	%	か所	人	人	%	か所	人	人	%
保育所	58	-	3,567	20.4	57	-	3,706	21.5	58	-	3,838	22.8
認可	32	2,590	2,666	15.3	33	2,650	2,897	16.8	34	2,770	3,033	18.0
認定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
認可外	16	-	708	4.0	14	-	599	3.5	14	-	616	3.7
へき地	7	-	147	0.8	7	-	151	0.9	7	-	144	0.8
企業内	3	-	46	0.3	3	-	59	0.3	3	-	45	0.3
幼稚園	34	-	5,892	33.8	34	-	5,657	33.0	34	-	5,543	32.8
在宅	-	-	7,999	45.8	-	-	7,831	45.5	-	-	7,498	44.4
合計	92	-	17,458	100.0	91	-	17,194	100.0	92	-	16,879	100.0

	平成14年度				平成15年度			
	施設数	定員	児童数	人口比	施設数	定員	児童数	人口比
	か所	人	人	%	か所	人	人	%
保育所	64	-	4,029	24.0	65	-	4,064	24.8
認可	36	2,920	3,171	18.9	38	3,190	3,336	20.3
認定	12	-	522	3.1	15	801	522	3.2
認可外	6	-	149	0.9	3	90	29	0.2
へき地	7	-	142	0.8	6	225	127	0.8
企業内	3	-	45	0.3	3	85	50	0.3
幼稚園	34	-	5,487	32.7	33	-	5,361	32.6
在宅	-	-	7,244	43.3	-	-	6,993	42.6
合計	98	-	16,760	100.0	98	-	16,418	100.0

各年度4月1日現在。幼稚園は各年度5月1日の数値

オ. 母子世帯について

近年の離婚数増加により、母子世帯数も年々増加傾向にあります。これまでの母子支援策は、母子寡婦福祉資金貸付事業や児童扶養手当制度など経済的支

援が中心でしたが、今後は国の母子寡婦福祉対策の根本的な見直しにより、経済的支援のほかに、就労支援や子育て生活支援など、「自立支援」に主眼をおいた支援も推進していきます。

母子世帯の状況

各年度8月1日現在 単位：世帯

年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
母子世帯数	2,683	2,767	2,830	2,898	2,987	
死別	病死	321	326	305	292	264
	交通事故	36	30	27	25	24
	産業災害	11	12	8	6	5
	その他	31	32	35	33	35
	小計	399	400	375	356	328
離婚	2,088	2,153	2,247	2,314	2,433	
遺棄	29	29	28	30	26	
行方不明	6	3	2	2	0	
未婚の母	138	152	157	172	173	
配偶者の障害	4	11	5	6	7	
拘禁	3	6	5	5	5	
その他	16	13	11	13	15	

雇用形態、収入等の状況

母の雇用形態

平成15年8月1日現在 単位：人

自営業	常用雇用	臨時雇用	日雇雇用	パート	内職	その他	無職	不明
105	1,086	69	11	1,013	14	41	648	0

母の月収

平成15年8月1日現在 単位：人

無し	4万円未満	4万円~6万円	6万円~8万円	8万円~10万円	10万円~15万円	15万円~20万円	20万円~25万円	25万円以上
648	66	138	302	476	811	378	103	65

カ 医療費の給付状況について

老人保健医療

平成14年10月の制度改正で、対象年齢が70歳以上から75歳以上(一定の障害者は65歳以上)に引き上げられ、平成19年までは新規受給者が発生しないため、受給者数は減少していき(改正時点では70歳以上だった人は引き続き受給)、給付額は毎月20億円を超えており、さ

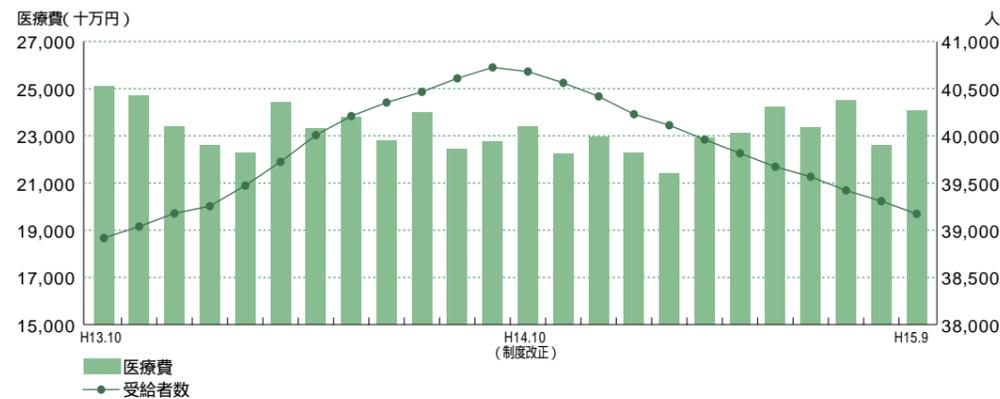
らに増加する傾向にあります。

個人への給付額は1か月当たり約6万円、制度改正後約6か月間は減少傾向にありましたが、その後は上昇に転じています。今後も老人医療制度を存続していくためには、医療費の節減をはかることが緊急の課題となっています。

医療費・受給者数の推移

診療月	受給者数(人)	件数	医療費(千円)	一人当件数	一人当医療費(円)
10	40,681	104,211	2,337,806	2.56	57,467
11	40,561	102,517	2,224,086	2.53	54,833
12	40,418	104,312	2,296,681	2.58	56,823
1	40,229	97,871	2,226,181	2.43	55,338
2	40,112	99,510	2,142,498	2.48	53,413
3	39,961	102,844	2,292,099	2.57	57,358
4	39,815	102,700	2,311,563	2.58	58,058
5	39,673	104,396	2,424,266	2.63	61,106
6	39,566	102,272	2,334,239	2.58	58,996
7	39,422	104,681	2,448,528	2.66	62,111
8	39,308	99,688	2,260,910	2.54	57,518
9	39,174	100,529	2,404,770	2.57	61,387
14年度平均				2.52	55,580
15年度平均				2.59	59,499

医療費の年度区分は、3月から翌年2月までとなっています。



福祉医療

福祉医療制度は、乳幼児、重度心身障害(児)者、高齢身体障害者、母子・父子家庭の児童等を対象に医療費の自己負担分を助成する制度です。この制度は県単位で全国的に行われており、それぞれ助

成内容は異なります。

平成12年4月には介護保健制度の導入により高齢身体障害者の医療費が減少、また、同年8月から乳幼児の対象年齢が0~3歳から4歳~就学前に拡大したため、乳幼児の受給者が増加しています。

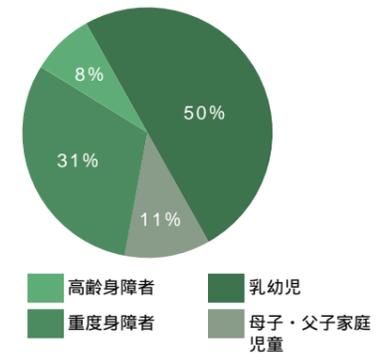
医療費・受給者数の推移

年度	高齢身障者		重度身障者		乳幼児		母子家庭児童		父子家庭児童		合計	
	受給者数(人)	医療費(千円)										
10	1,457	112,724	6,105	653,800	8,766	427,492	2,584	59,936	83	1,659	18,995	1,255,611
11	1,576	103,284	6,578	663,790	8,826	433,413	2,708	60,930	85	1,653	19,773	1,263,070
12	1,569	96,436	6,732	673,896	11,588	528,388	2,428	62,430	79	1,730	22,396	1,362,880
13	1,617	157,783	6,776	686,613	11,404	611,643	2,329	60,013	79	3,297	22,205	1,519,349
14	1,716	157,863	7,048	704,824	11,339	624,248	2,295	60,421	80	2,212	22,478	1,549,568

受給者証交付数の推移



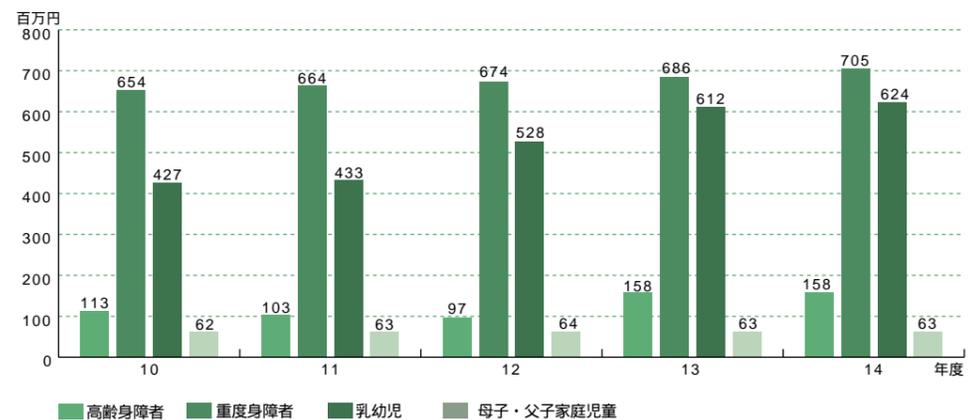
平成14年度 受給者証交付状況



年間医療費の推移

年間医療費は、重度心身障害者が最も多く、平成14年度実績で約7億500万円、次いで乳幼児が6億2,400万円、高齢身体障害者が1億5,800万円、母子・父子

家庭児童が6,300万円となっており、母子・父子家庭児童以外は増加傾向にあります。



キ 生活保護の状況について

被保護者数は、平成14年度には4,000人を超え、保護率は、国と県が9%台であるのに対して、13%となっています。

秋田市保護状況（月毎平均値、ただし出産・生業・葬祭扶助については年間実数）

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
被保護者	世帯	2,025	2,047	2,070	2,110	2,140	2,179	2,295	2,409	2,598	2,899
	人員	3,124	3,081	3,022	3,053	3,077	3,080	3,250	3,398	3,677	4,143
保護率	秋田市(%)	10.22	10.01	9.74	9.79	9.82	9.80	10.30	10.74	11.61	13.00
	秋田県(%)	7.1	7.1	7.0	7.0	7.1	7.1	7.4	7.8	8.3	9.1
	全国(%)	7.1	7.1	7.0	7.1	7.2	7.5	7.9	8.4	9.0	9.8

年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
生活扶助(人)	2,748	2,717	2,611	2,642	2,666	2,661	2,843	2,999	3,269	3,725	
住宅扶助(人)	2,247	2,239	2,133	2,169	2,185	2,183	2,362	2,505	2,725	3,106	
教育扶助(人)	398	353	322	278	254	241	255	246	258	314	
医療扶助(件)	入院	結核	2	3	7	4	2	2	1	1	2
		精神	265	259	272	271	266	265	254	254	251
		アルコール依存	(28)	(30)	(35)	(23)	(24)	(11)	(22)	(25)	(16)
		その他	177	164	150	155	178	173	177	162	169
		計	444	426	429	430	446	440	432	417	422
	入院外	結核	5	6	7	7	3	1	3	2	1
		精神	199	223	238	271	279	304	340	362	387
		その他	1,730	1,701	1,663	1,718	1,754	1,761	1,850	1,979	2,176
		計	1,934	1,930	1,908	1,996	2,036	2,066	2,193	2,343	2,564
		合計	2,378	2,356	2,337	2,426	2,482	2,506	2,625	2,760	2,986
介護扶助	施設							76	96	108	
	在宅							185	232	298	
	計							261	328	406	
出産扶助(人)	2	3	1	2	1	1	4	1	1	3	
生業扶助(人)	41	22	23	29	46	18	12	10	10	7	
葬祭扶助(人)	41	28	24	22	11	36	36	20	33	48	

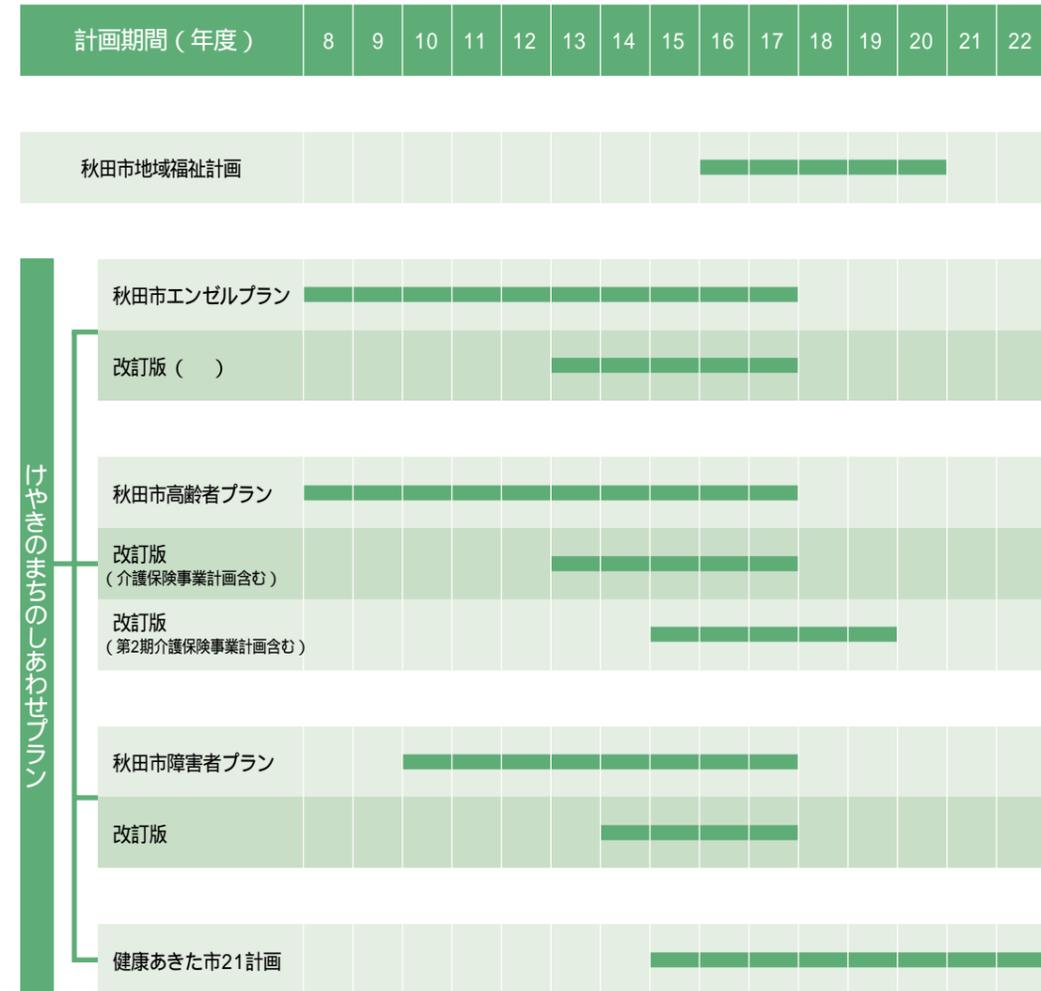
年度	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
被保護世帯	併給	1,728	1,754	1,744	1,775	1,803	1,836	1,961	2,143	2,328
	医単	294	289	321	333	336	342	332	265	268
	停止	3	4	5	2	1	1	2	1	2
相談	申請件数	25	29	24	24	24	30	36	36	49
	その他	23	13	15	27	32	39	38	45	47
保護開始	世帯	17	19	18	17	19	24	29	29	39
	人員	26	27	29	29	30	38	45	45	63
保護廃止	世帯	19	16	15	14	18	18	19	19	16
	人員	32	23	23	21	25	27	27	28	23

3) サービスの提供量について

各種福祉サービスの提供量については、既存のプラン(エンゼルプラン・高齢者プラン・障害者プラン・健康あきた市21計画)の専門性を尊重し、それぞれの目標量を転載します。

そして、それぞれのプランの見直しに伴い、地域福祉計画のサービスの提供量も改訂することとします。

既存のプランの計画期間について(39ページの再掲)



エンゼルプランの見直し

エンゼルプランは、平成17年度までを計画期間としていましたが、平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」の中で、行動計画の策定が義務づけられたので、エンゼルプランに替え、「次世代育成支援行動計画(仮称)」を平成16年度内に策定する予定です。

ア エンゼルプランの目標量

施設の整備目標

	平成11年				平成15年				平成17年(目標)			
	施設数	定員	入所児童数	人口比	施設数	定員	入所児童数	人口比	施設数	定員	入所児童数	人口比
	か所	人	人	%	か所	人	人	%	か所	人	人	%
認可保育所	32	2,590	2,666	15.27	38	3,190	3,346	20.38	36	2,920	3,240	17.94
認可外保育施設	16	-	708	4.06	18	-	553	3.37	14	-	574	3.18
へき地保育所	7	275	147	0.84	6	225	127	0.77	7	265	157	0.87
企業内保育施設	3	-	46	0.26	3	-	50	0.30	3	-	63	0.35
幼稚園	34	-	5,892	33.75	34	-	5,361	32.66	34	-	6,075	33.63
合計	92	-	9,459	-	99	-	9,437	-	94	-	10,109	-

- 平成11年の保育所入所児童数は、平成11年4月1日現在、幼稚園入園児童数は、平成11年5月1日現在の数値であり、15年も同様である。
- 平成17年の保育所入所児童数及び幼稚園入園児童数は、過去5年間の入所(園)率をもとに推計した数値である。

その他の施設の整備目標

	平成11年	平成15年	平成17年(目標)
児童館・児童センター	30	31	32
コミュニティセンター	16	16	17
市営住宅	21	21	21
戸数	2,320	2,299	2,351

- 平成11年、15年は年度末の数値である。
- 平成11年、15年の児童館・児童センターには、児童室も含む。また、内訳は右表のとおり。

児童館・児童センターの内訳

	平成11年	平成15年	平成17年(目標)
児童館	18	17	15
児童センター	11	14	17
児童室	1	1	0
計	30	32	32

保育サービスの整備目標量

事業名	単位	平成11年	平成15年	平成17年(目標)
低年齢児(0~2歳)保育	保育児童数	1,150	1,450	1,217
延長保育	年間延べ利用人数	3,495	5,060	4,347
	実施か所数	30	37	36
休日保育	実施か所数	1	2	4
一時保育	年間延べ利用児童数	16,654	21,156	17,903
	実施か所数	28	32	36
乳幼児健康支援一時預かり	年間延べ利用児童数	-	448	3,238
	実施か所数	-	1	3
障害児保育	受け入れか所数	17	38	36

- 低年齢児保育  
平成11年、15年の保育児童数は、4月1日現在の数値である。  
平成17年保育児童数 = 平成11年認可保育所入所0~2歳児童数 × 0~2歳児童人口の伸び率 × 認可保育所入所児童数の伸び率
  - 延長保育  
午後7時までの延長保育実施か所数である。  
平成17年年間延べ利用児童数 = 平成17年年間延べ入所見込み児童数(42,624人) × 利用率(10.2%)
  - 休日保育  
平成17年は4か所の計画である。
  - 一時保育  
平成17年年間延べ利用児童数 = 平成11年年間延べ利用児童数 × 在宅児童数の伸び率(0.9876) × 利用児童数の伸び率(1.0885)
  - 乳幼児健康支援一時預かり  
平成12年度から1か所で実施している。  
平成17年年間延べ利用児童数  
18,065人 × 22.60% × 33.06% × 21.62% × 11.09日 = 3,238人  
平成17年までに必要な事業実施か所数  
3,238人 ÷ 4人 ÷ 300日 = 2.69 3か所
- 18,065人は、平成17年における就学前児童数の推計人口である。
  - 22.60%は、平成17年の保育所入所率である。
  - 33.06%は、実体調査において子どもが病気などのために休まなければならない時の対応に困っている世帯の割合である。

- 21.62%は、実体調査結果の「病気のために保育所を休んだ」と答えた世帯から、急性期や長期入院などのケースを除いた世帯の割合である。
- 11.09日は、「病気のために保育所を休んだ」を回答した人の子どもが休んだ平均日数の1/2である。
- 4人は、実施施設1か所当たりの受け入れ数である。
- 300日は、実施施設の開設日数である。

- 障害児保育  
平成11年、15年の数値は、実際に障害児が入所している保育所数であり、基本的には全保育所で受け入れ可能となっており、平成17年においても全保育所で受け入れるものとする。

訪問指導整備目標量

対象	項目	平成11年度				平成15年度				平成17年度(目標)			
		実数(人)	対象者(人)	年間訪問回数(回)	年間延べ訪問回数(回)	実数(人)	対象者(人)	年間訪問回数(回)	年間延べ訪問回数(回)	実数(人)	対象者(人)	年間訪問回数(回)	年間延べ訪問回数(回)
妊産婦訪問指導		204	1	251	415	1	415	250	1	250			
新生児訪問指導		2,764	185	1	232	2,654	300	1	300	3,027	469	1	469
未熟児訪問指導			64	1	69		76	1	76		59	1	59
乳幼児訪問指導			-	-	-		111	1	111		-	-	-
合計		2,764	453	各1	552	2,654	902	各1	902	3,027	778	各1	778

- 注) 1. 妊産婦訪問指導  
・全妊婦 × 8.2% 250人  
対象者  
・20歳以下の妊婦...H11年度全妊婦の3.0%  
・35歳以上の初妊婦...H11年度全妊婦の3.7%  
・24週以降の届出...H12.4月~9月届出全妊婦の1.5%
2. 新生児訪問指導  
・出生数3,027人 × 第一子出産率53.8% × 核家族率74.9% × 里帰りしない妊婦67.6%(H8年度、H9年度の平均) × 訪問希望率56.8%(H12.4月~11月までの実績) 469人
3. 未熟児訪問指導  
・出生数3,027人 × 低体重児出生率7.5%(H10年度) × 出生時体重が2,000g未満の率25.8%(H10年度) 59人

健康診査整備目標量

健診名	項目	平成11年			平成15年			平成17年(目標)		
		対象者(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者(人)	受診者数(人)	受診率(%)	対象者(人)	受診者数(人)	受診率(%)
妊婦一般健康診査		2,731	2,666	97.62	2,701	2,530	93.67	3,027	2,966	97.98
乳幼児健康診査										
4か月児健診		2,780	2,694	96.91	2,537	2,461	97.00	3,027	2,906	96.00
7か月児健診		2,828	2,729	96.50	2,614	2,547	97.44	3,027	2,906	96.00
10か月児健診		2,864	2,729	95.29	2,645	2,572	97.24	3,027	2,906	96.00
1歳6か月児健診		2,906	2,691	92.60	2,642	2,512	95.08	3,012	2,831	93.99
3歳児健診		2,855	2,616	91.63	2,703	2,546	94.19	3,037	2,855	94.01
2歳児歯科健診		2,846	2,089	73.40	2,645	2,059	77.84	3,018	2,716	89.99

健康相談整備目標量

対象	項目	平成11年度					
		実数(人)	対象者(人)	年間1人当たり参加回数(回)	年間延べ参加数(人)	年間回数(回)	1回あたり人数(人)
妊婦		2,764	22	1	22	11	2.0
乳幼児		7,999	868	1	868	81	10.7
健康相談合計		-	890	-	890	92	-

対象	項目	平成15年度					
		実数(人)	対象者(人)	年間1人当たり参加回数(回)	年間延べ参加数(人)	年間回数(回)	1回あたり人数(人)
妊婦		2,654	158	1	158	154	1.0
乳幼児		7,611	862	1	862	94	9.2
健康相談合計		-	1,020	-	1,020	248	4.1

対象	項目	平成17年度(目標)					
		実数(人)	対象者(人)	年間1人当たり参加回数(回)	年間延べ参加数(人)	年間回数(回)	1回あたり人数(人)
妊婦		3,027	1,556	1	1,556	261	6.0
乳幼児		7,900	1,222	1	1,222	177	6.9
健康相談合計		-	2,778	-	2,778	438	-

健康教育整備目標量

項目		平成11年度					
		実数	対象者	年間一人あたり参加回数	年間延べ参加数	年間回数	1回あたり人数
教室名		人	人	回	人	回	人
妊婦	栄養教室	2,764	118	1	118	4	29.5
	両親学級	2,764	173	1	173	4	43.3
	小計		291		291	8	
	お母さんの育児教室	2,560	197	1	205	6	34.2
	離乳食教室	2,560	565	1	565	20	28.3
	幼児食教室	2,167	153	1	153	6	25.5
	幼児健康教室	120	22	4	75	12	6.3
	地域乳幼児学級	7,999	1,030	6	2,726	98	27.8
	小計		1,967		3,724	142	
健康教育の合計			2,258		4,015	150	

項目		平成15年度					
		実数	対象者	年間一人あたり参加回数	年間延べ参加数	年間回数	1回あたり人数
教室名		人	人	回	人	回	人
妊婦	栄養教室						
	両親学級	2,654	360	1	348	5	69.6
	小計		360		348	5	
	ほのぼの育児教室	2,537	360	1	257	6	42.8
	離乳食教室	2,537	1,604	1	1,604	20	80.2
	幼児食教室	2,645	219	1	219	4	54.8
	幼児健康教室	84	30	1	98	12	8.2
	地域乳幼児学級・その他	7,611	1,668	5	3,382	62	54.5
	小計		3,881		5,560	104	
健康教育の合計			4,241		5,908	109	

項目		平成17年度(目標)					
		実数	対象者	年間一人あたり参加回数	年間延べ参加数	年間回数	1回あたり人数
教室名		人	人	回	人	回	人
妊婦	栄養教室	3,027	120	1	120	4	30.0
	両親学級	3,027	240	1	240	4	60.0
	小計		360		360	8	
	お母さんの育児教室	2,659	180	1	180	6	30.0
	離乳食教室	2,659	680	1	680	20	34.0
	幼児食教室	2,831	180	1	180	6	30.0
	幼児健康教室	150	30	5	150	15	10.0
	地域乳幼児学級	7,900	750	6	4,500	150	30.0
	小計		1,820		5,690	197	
健康教育の合計			2,180		6,050	205	

イ 高齢者プランの目標量

施設の整備目標

施設の整備目標	施設の種類の種類	13年度末	15年度末(A)	19年度目標値(B)	整備計画(B)(A)
		施設数 定員(人)	施設数 定員(人)	施設数 定員(人)	施設数 定員(人)
介護保険関連施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	12	12	12	0
		804	804	804	0
	介護老人保健施設	13	13	13	0
		1,293	1,293	1,293	0
	介護療養型医療施設	5	2	5	3
		397	95	397	302
	通所介護(デイサービスセンター)	22	27	28	1
		527	625	642	17
	痴呆対応型共同生活介護(痴呆性高齢者グループホーム)	5	11	18	7
		39	102	148	46
介護保険以外の施設	特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム)	-	1	1	0
		-	50	50	0
	短期入所生活介護(ショートステイ)	13	14	17	3
		148	175	208	33
	養護老人ホーム	3	3	3	0
		205	205	205	0
	軽費老人ホーム(A型)	1	1	1	0
		50	50	50	0
	ケアハウス	6	7	9	2
		225	275	381	106
生活支援ハウス	-	1	1	0	
	-	20	20	0	
在宅介護支援センター(基幹型を含む)	20	21	22	1	
	-	-	-	-	

【介護保険関連施設】

この施設の利用にあたっては、介護保険サービスの適用となるため、介護保険事業計画におけるサービス供給可能量との整合性が図られます。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・  
介護老人保健施設・介護療養型医療施設

13年度末の介護保険施設の整備量が定員2,494人となっており、国の示す参酌標準(19年度における高齢者の推計人口に3.2%を乗じて得た人数2,108人)を上回っております。施設サービスを受ける必要性の高い人を優先して入所させるなど、現施設での利用の調整を図ってまいります。

通所介護(デイサービスセンター)

19年度の介護保険需要見込み量(年間155,324回)を、施設の平均稼働日数(242日)で除し1日あたりの必要量を目標量として算定しました。

施設の整備にあたっては、14年度に定員30人の1施設を開設しております。16年度には(仮称)拠点センター内に定員30人規模で1施設開設する予定です。なお、民間事業者の参入による整備が図られております。

痴呆対応型共同生活介護  
(痴呆性高齢者グループホーム)

特定施設入所者生活介護施設(有料老人ホーム)

整備計画においては国の参酌標準から19年度の高齢者推計人口の0.3%として定員198人を定めております。特定施設入所者生活介護施設もこの標準値に含まれます。

15年度中にはグループホーム15ユニット、定員129人が整備される予定です。

また、特定施設入所者生活介護施設が1施設、定員50人が整備される予定です。

なお、民間事業者の参入による整備が図られております。

短期入所生活介護(ショートステイ)

特別養護老人ホームに併設した施設の整備を図ります。

15年度に新設として1施設、定員10人、増床分として1施設、定員20人の整備を予定しております。16年度以降は増床で対応してまいります。

【介護保険以外の施設】

ケアハウスや生活支援ハウスにおいては、訪問介護等の在宅サービスを利用することができます。

養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型)

養護老人ホームの定員が205人、軽費老人ホーム(A型)の定員が50人となっており、現施設での利用の調整を図ってまいります。

ケアハウス

14年度当初における整備済の定員225人と、入居申込者数144人から19年度までの高齢者人口の伸び率13.6%を乗じて、目標値を算出しております。

生活支援ハウス

14年度に定員20人の施設が開設しております。この施設は高齢のため独立して生活することに不安のある方に対して住居を提供し、地域との交流や生活相談の機能を備えたものであり、現施設での利用の調整を図ってまいります。

在宅介護支援センター

15年度、16年度にそれぞれ1カ所整備する予定です。地域型は中学校区に1カ所として計画していることから、16年度をもって目標が達成されます。

機能訓練の目標量

区分	人口(人)	対象者数(人)	需要率(%)	サービス対象人員(人)	年間回数(回)	年間利用者実人数(人)	年間利用者延べ人数(人)
40~64歳	109,103	436	0.17	76	-	-	-
65歳以上	65,897	2,109	0.17	367	267	358	3,666
合計	175,000	2,545	0.17	443	267	358	3,666

地区組織等のボランティアの協力を得ながら各地区に出向いて、閉じこもりがちや活動性の低い高齢者を対象にした機能訓練事業(ふれあい元気教室)を行うとともに、秋田市保健センターにおいて脳卒中後遺症等で自主トレーニングに励ん

でいる方の支援を行っています。ふれあい元気教室は順次会場数を拡大していく予定です。また、自主トレーニングの方へは送迎サービスと理学療法士等の専門家による相談を引き続き実施していきます。

訪問指導の目標量

介護予防の訪問指導

区分	実数(人)	対象者数(人)	需要率(%)	年間訪問回数(回)	年間延べ訪問回数(回)	
独居高齢者	10,233	新規	1,647	16.1	1	1,647
		継続	75	-	4	300
		小計	1,722	-	-	1,947
介護家族者	1,186	14	1.2	3	42	
寝たきり・痴呆高齢者	1,186	26	2.2	3	78	
合計	12,605	1,762	-	-	2,067	

要介護状態になることの予防に重点を置き、閉じこもり予防として一人暮らし高齢者や高齢世帯等の訪問指導を実施し

ていきます。その他民生児童委員、介護保険関係機関等からの依頼による訪問対象者にも訪問指導を行います。

健康教育の目標量

区分	対象者(人)	需要率	参加者(人)	年間延べ回数(回)
個別健康教育	耐糖能異常(糖尿病)	0.59	10	60
	喫煙	0.06	42	252
	高血圧	0.06	22	132
	高脂血症	0.06	40	240
	合計	-	-	114
集団健康教育	107,959	0.076	8,205	482
介護家族健康教育	15,184	0.024	374	14
合計	-	-	-	1,180

喫煙、高血圧および高脂血症の個別健康教育を、今後順次実施する計画です。また、骨粗鬆症検診の事後指導として骨粗鬆症予防教室の実施を検討します。

健康相談の目標量

区分	対象者(人)	需要率(%)	参加者(人)	年間1人当たり参加回数	年間参加延べ人数(人)	年間延べ回数(回)
重点	3,888	0.125	486	1	486	52
総合	117,600	0.044	5,174	1	5,174	688
介護家族	15,184	0.005	76	1	76	12
合計	-	-	-	-	5,736	752

保健事業第4次計画に沿った事業展開として、課題となる疾患をさらに加えた重点健康相談、介護家族健康相談、健康

に関する一般的事項についての総合的な指導・助言を行う総合健康相談として継続実施します。

健康診査の目標量

項目	平成13年度実績	平成15年度実績	平成19年度目標	
基本健康診査	対象者	47,309人	45,009人	47,775人
	受診者	14,528人	18,517人	17,673人
	訪問診査受診者	0人	0人	2人
	受診者計	14,528人	18,517人	17,675人
受診率	30.7%	41.1%	37.0%	
胃がん検診	対象者	93,754人	93,067人	95,550人
	受診者	4,103人	4,453人	5,251人
	受診率	4.4%	4.8%	5.5%
子宮がん検診	対象者	76,920人	73,790人	80,358人
	受診者	10,172人	11,755人	13,350人
	受診率	13.2%	15.9%	16.6%
胸部総合検診	対象者	139,841人	144,941人	141,644人
	受診者	13,377人	13,762人	17,480人
	受診率	9.6%	9.5%	12.3%
乳がん検診	対象者	79,268人	75,741人	82,858人
	受診者	9,674人	9,948人	12,524人
	受診率	12.2%	13.1%	15.1%
大腸がん検診	対象者	93,754人	93,067人	95,550人
	受診者	10,270人	12,674人	12,703人
	受診率	11.0%	13.6%	13.3%
歯周疾患検診	対象者	9,011人	8,731人	7,678人
	受診者	802人	763人	768人
	受診率	8.9%	8.7%	10.0%

生活習慣病の予防やがんの早期発見のため、健康診査の周知をはかる一方、新たに、40歳、50歳の女性を対象に骨粗鬆症検診の実施を検討します。

ウ 介護保険事業計画の目標量

要介護 要支援 認定者数見込

認定者の出現率は高齢化率より急力 - プで高まることが予測されますが、要介護状態になりやすい後期高齢者の占める割合が高くなります。

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
<b>在 宅</b>					
要支援	637	743	852	969	1,093
要介護1	2,257	2,630	3,019	3,432	3,872
要介護2	1,930	2,249	2,581	2,934	3,310
要介護3	1,416	1,650	1,894	2,153	2,429
要介護4	991	1,155	1,326	1,507	1,701
要介護5	1,621	1,888	2,166	2,463	2,779
在宅計	8,852	10,315	11,838	13,458	15,184
<b>施 設</b>					
特別養護老人ホーム	804	804	804	804	804
老人保健施設	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
療養型医療施設	397	397	397	397	397
施設計	2,494	2,494	2,494	2,494	2,494
要介護(要支援)者計	11,346	12,809	14,332	15,952	17,678
65歳以上人口	60,658	61,765	62,949	64,330	65,897
出現率(÷)	18.7%	20.7%	22.8%	24.8%	26.8%

介護サ - ビスの需要見込量

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
<b>1 在宅サービス</b>					
訪問介護(ホームヘルプサービス)(回/週)	5,893	6,718	7,659	9,190	9,953
訪問入浴介護(回/週)	163	189	219	254	295
訪問看護(回/週)	745	834	934	1,046	1,172
訪問リハビリテーション(回/週)	33	43	56	73	95
居宅療養管理指導(人/月)	235	270	315	358	412
通所介護【デイサービス】(人/月)	2,294	2,432	2,578	2,733	2,987
通所リハビリテーション(回/週)	1,424	1,496	1,571	1,650	1,733
福祉用具貸与(人/週)	243	270	300	333	370
短期入所生活介護【ショートステイ】(回/週)	973	1,168	1,567	1,794	1,987
短期入所療養介護【ショートステイ】(回/週)	260	300	344	388	436
痴呆対応型共同生活介護(人/月) 【痴呆性高齢者グループホーム】	129	147	147	147	147
特定施設入所者生活介護(人/月) 【有料老人ホーム等】	50	50	50	50	50
<b>2 福祉用具購入(人/月)</b>					
	84	94	105	118	132
<b>3 住宅改修(人/月)</b>					
	59	65	72	79	87
<b>4 居宅介護サービス計画(人/月)</b>					
	5,389	6,359	7,504	8,254	9,079
<b>5 施設サービス</b>					
特別養護老人ホーム(人/月)	804	804	804	804	804
老人保健施設(人/月)	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
療養型医療施設(人/月)	397	397	397	397	397

需要見込量は、国の介護保険事業推計シ - トに基づき、実績の伸びを加味して算出しています。

介護サ - ビスの供給可能量

供給可能量の算出については、各事業の意向調査を基に行っています。

痴呆対応型共同生活介護 痴呆性高齢者グループホーム)および特定施設入所

者生活介護 有料老人ホーム等)については整備を早め、平成19年度の目標値を16年度までに到達させることとします。

区分		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
訪問介護 【ホームヘルプサービス】	事業者数	37	37	38	38	38	
	ヘルパ - 数	508	554	604	658	717	
	回/週	6,068	6,918	7,887	8,991	10,250	
訪問入浴介護	事業者数	5	5	5	6	6	
	回/週	197	197	197	217	217	
訪問看護	事業者数	15	15	16	16	17	
	回/週	769	846	930	1,023	1,125	
訪問 リハビリテーション	事業者数	-	-	-	-	-	
	回/週	35	44	54	67	83	
通所介護 【デイサービス】	事業者数	23	24	24	28	28	
	回/週	2,237	2,371	2,513	2,664	2,824	
通所 リハビリテーション	事業者数	18	18	19	19	20	
	回/週	1,410	1,467	1,525	1,586	1,649	
在宅 福祉用具貸与	事業者数	20	20	21	21	22	
	人/週	260	289	321	356	395	
短期入所生活介護 【ショートステイ】	事業者数	14	14	14	17	17	
	ベット数	178	178	178	208	208	
	回/週	1,026	1,026	1,026	1,199	1,199	
短期入所療養介護 【ショートステイ】	事業者数	17	17	17	17	17	
	ベット数	67	67	67	75	75	
	回/週	249	249	249	278	278	
痴呆対応型共同生活介護 【痴呆性高齢者グループホーム】	事業者数	15	18	18	18	18	
	人/月	129	148	148	148	148	
特定施設入所者生活介護 【有料老人ホーム等】	事業者数	1	1	1	1	1	
	人/月	50	50	50	50	50	
居宅介護 サービス計画	事業者数	49	50	50	51	51	
	ケアマネジャー数	112	131	153	166	179	
	件/月	5,603	6,555	7,670	8,284	8,947	
施設 特別養護老人ホーム	人/月	804	804	804	804	804	
	老人保健施設	人/月	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
	療養型医療施設	人/月	397	397	397	397	397

訪問看護(262カ所)、訪問リハビリテーション(243カ所)は、市内の医療機関がみなし指定されています。また、居宅療養管理指導(564カ所)は、市内の医療機関(医科、歯科)、薬局がみなし指定されています。

介護保険事業に係る費用と財源  
費用

(単位：千円)

区分	15年度	16年度	17年度
1 介護給付費	14,278,618	14,720,680	15,206,949
在宅分	5,135,944	5,576,928	6,062,119
施設分	9,142,674	9,143,752	9,144,830
2 財政安定化基金拠出金	14,735	14,735	14,735
合計	14,293,353	14,735,415	15,221,684

財政安定化基金は、財源不足が生じた時に資金の交付・貸付を受けることができる基金であり、県に設置されています。第2期秋田市介護保険事業計画では、介護給付費の0.1%を基金に拠出するものです。

財源

(単位：千円)

区分	15年度	16年度	17年度
1 国庫負担金	2,855,724	2,944,136	3,041,390
2 調整交付金	591,135	609,436	629,568
3 県負担金	1,784,827	1,840,085	1,900,869
4 市負担金	1,784,827	1,840,085	1,900,869
5 支払基金交付金(40~64歳)	4,569,158	4,710,618	4,866,224
6 保険料(65歳以上)	2,707,682	2,791,055	2,882,766
合計	14,293,353	14,735,415	15,221,684

【参考】介護給付費の財源割合

国庫負担金	20.00%
調整交付金	4.14%
県負担金	12.50%
市負担金	12.50%
支払基金交付金(40~64歳)	32.00%
保険料(65歳以上)	18.86%

介護保険料算定

平成15年度から17年度までの3年間の第1号被保険者の介護保険料は以下のとおりです。

第1号被保険者の保険料(15年度~17年度)

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
所得区分	住民税が世帯全員非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	住民税が世帯全員非課税	住民税非課税者	住民税課税者のうち合計所得金額200万円未満	住民税課税者のうち合計所得金額200万円以上
保険料	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5
年額(円)	22,944	34,416	45,888	57,360	68,832
月平均額(円)	1,912	2,868	3,824	4,780	5,736

第4段階と第5段階の区切りとなる合計所得金額は、厚生労働省令により250万円から200万円に改正されています。

第1期保険料との比較

(単位：円)

段階	第1期保険料		第2期保険料	
	年額	月額	年額	月額
第1段階	20,718	1,726	22,944	1,912
			+2,226	+186
第2段階	31,077	2,589	34,416	2,868
			+3,339	+279
第3段階	41,436	3,453	45,888	3,824
			+4,452	+371
第4段階	51,795	4,316	57,360	4,780
			+5,565	+464
第5段階	62,154	5,179	68,832	5,736
			+6,678	+557

点線下段は、「第2期保険料 - 第1期保険料」の差額

保険料の基準額算定

居宅サ - ビス給付額の算出(3年間)

各年度利用回数

(単位:年間回数)

サ - ビスの種類	15年度	16年度	17年度	合計
訪問介護	315,536	359,736	410,124	1,085,396
訪問入浴	10,244	10,244	10,244	30,732
訪問看護	39,988	43,992	48,360	132,340
訪問リハビリ	1,820	2,288	2,808	6,916
通所介護	116,324	123,292	130,676	370,292
通所リハビリ	73,320	76,284	79,300	228,904
福祉用具貸与	13,520人	15,028人	16,692人	45,240人
居宅療養管理指導	3,396人	3,900人	4,488人	11,784人
短期入所	66,300	66,300	66,300	198,900
痴呆対応型	1,548人	1,776人	1,776人	5,100人
特定施設入所	600人	600人	600人	1,800人

各年度費用額(10割分)

(単位:円)

サ - ビス種類	15年度	16年度	17年度	合計
訪問介護	1,343,634,815	1,531,743,689	1,746,187,805	4,621,566,309
訪問入浴	128,175,204	128,175,204	128,175,204	384,525,612
訪問看護	328,521,324	361,373,457	397,510,803	1,087,405,584
訪問リハビリ	10,534,894	13,063,269	16,198,454	39,796,617
通所介護	864,360,158	916,221,766	971,195,072	2,751,776,996
通所リハビリ	640,399,512	666,015,492	692,656,112	1,999,071,116
福祉用具貸与	216,729,467	240,569,709	267,032,377	724,331,553
居宅療養管理指導	28,159,192	32,383,070	37,240,531	97,782,793
短期入所	711,106,267	711,106,267	711,106,267	2,133,318,801
痴呆対応型	379,671,548	432,648,973	432,648,973	1,244,969,494
特定施設入所	121,819,333	121,819,333	121,819,332	365,457,998
合計	4,773,111,714	5,155,120,229	5,521,770,930	15,450,002,873

( + + ) × 0.90 (実効給付率) = 13,905,002,586円 (A)

実効給付率: 1割の利用者負担、食事の標準負担、高額介護サービス費、特別養護老人ホームの5年間の利用の経過措置等を勘案して設定されています。

施設サ - ビス給付額の算出(3年間)

特別養護老人ホーム(804人+804人+804人) × 260,146円  
 × 12か月 = 7,529,636,880円  
 老人保健施設(1,293人+1,293人+1,293人) × 283,655円  
 × 12か月 = 13,203,572,940円  
 療養型医療施設(397人+397人+397人) × 393,057円  
 × 12か月 = 5,617,570,644円  
 特定診療費(411人+423人+435人) × 8,478円  
 × 12か月 = 129,102,984円  
 食事費用額(2,690人+2,690人+2,690人) × 47,357円  
 × 12か月 = 4,586,051,880円

( + + + + ) × 0.883 (実効給付率) = 27,431,220,895円 (B)

その他サ - ビス給付額の算出(3年間)

(単位:円)

種類	15年度	16年度	17年度	合計
居宅介護支援	579,392,045	677,888,693	793,129,771	2,050,410,509
福祉用具購入	31,045,280	34,770,714	38,943,199	104,759,193
住宅改修費	113,961,100	125,357,210	137,892,931	377,211,241
高額サ - ビス費	70,800,000	83,544,000	98,581,920	252,925,920
審査支払手数料	24,386,535	28,044,516	32,251,193	84,682,244
合計	819,584,960	949,605,133	1,100,799,014	2,869,989,107

+ + = 2,869,989,107円 (C)

総給付額(居宅+施設+その他)

(A) + (B) + (C) = 44,206,212,588円 (D)

保険料基準額の算定

保険料賦課総額(1年間)

{(D) × 18.86% + 44,206,212円(財政安定化基金拠出金)  
 - 101,322,000円(財政調整基金取り崩し額)} ÷ 97.4%(予定収納率) ÷ 3年  
 = 2,833,735,765円 (E)

基準額の算定(年額)

(E) ÷ (0.5 × 第1段階1,730.15人 + 0.75 × 第2段階18,969.84人  
 + 1 × 第3段階24,592.82人 + 1.25 × 第4段階10,689.84人  
 + 1.5 × 第5段階5,808.35人)  
 = 45,888円 (F)

基準額の算定(月額)

(F) ÷ 12か月 = 3,824円

エ. 障害者プランの目標量

身体および知的障害者関係施設の整備目標量

施設の種類	平成13年4月			平成16年4月			平成17年度目標		
	身体	知的	合計	身体	知的	合計	身体	知的	合計
入所授産施設	1	1	2	1	1	2	1	1	2
通所授産施設	1	1	2	1	2	3	1	3	4
入所更生施設	2	3	5	1 <sup>注)</sup>	3	4	2	3	5
通所更生施設	-	2	2	-	3	3	-	3	3
療護施設	1	-	1	1	-	1	1	-	1
デイサービスセンター	1	1	2	1	2	3	2	2	4
グループホーム	-	1	1	-	5	5	-	5	5
福祉ホーム	0	0	0	0	0	0	1	1	2
合計	6	9	15	5	16	21	8	18	26

注) 身体障害者入所更生施設は、平成15年4月からの支援費制度施行に伴い、従来の肢体不自由更生施設と重度身体障害者更生療護施設が統合され、指定身体障害者更生施設となったため、2 → 1になった。

法定移行施設等

施設の種類	平成13年4月			平成16年4月			平成17年度目標		
	身体	知的	合計	身体	知的	合計	身体	知的	合計
分場施設	0	1	1	0	2	2	0	3	3
小規模通所授産施設	0	0	0	1	2	3	1	3	4
小規模型デイサービスセンター	0	0	0	1	0	1	1	0	1

身体および知的障害者の在宅サービスの整備目標量

サービス名	単位	平成13年4月		平成16年4月		平成17年度目標		
		身体	知的	身体	知的	身体	知的	
ホームヘルパー	派遣対象数	人	75	3	81	5	130	10
	週あたり回数	回	1.86	1.60	2.79	1.80	2	2
	延べ派遣回数	回	7,225	249	11,733	467	13,520	1,040
ガイドヘルパー	延べ回数	回	596		589		840	
	ヘルパー数	人	23		24		32	
デイサービス	利用登録者数	人	106	67	59	51	154	92
	週あたり回数	回	0.66	1.06	1.69	2.86	1.2	2
	延べ利用回数	回	3,644	3,439	3,889	6,574	9,600	9,600
	か所数	所	1	1	2	2	2	2
ショートステイ	利用実人数	人	13	37	12	96	40	50
	年あたり回数	回	3.23	4.38	4.42	4.8	4	5
	1回あたり日数	日	8.8	4.25	3.79	2.23	5	5
	延べ利用日数	日	370	688	201	1,029	800	1,250
	ベッド数	床	10	22	12	64	10	22

注)

- 1 ホームヘルパー  
派遣対象数については、介護保険制度導入前の過去の実績の平均伸び率を平成12年度実績に掛け合わせて算出
- 2 ガイドヘルパー  
新たに全身性障害者を対象者に加えることを検討。延べ回数については、平成12年度の視覚障害者へのガイドヘルパー派遣実績である約600回に、全身性障害者の平成17年度推計数にガイドヘルパー利用希望率を掛け合わせた数字を足して算出
- 3 デイサービス  
平成17年の週あたり回数を平成12年度実績の2倍に設定し、算出
- 4 ショートステイ  
過去の年あたり回数から、平成17年の回数を身体4回、知的5回と見込み、1回あたり日数については、平成17年度当初見込みと同数の5日として算出

精神障害者関係施設の整備目標量

(単位：か所)

施設の種類	平成13年4月	平成16年4月	平成17年度目標
授産施設	1	3	2
グループホーム	4	7	5
福祉ホーム	2	2	2
福祉工場	0	0	0
援護寮	2	3	3
精神科デイケア	6	6	6
小規模作業所	1	2	2
地域生活支援センター	1	1	2
合計	17	24	22

法定移行施設等

施設の種類	平成13年4月	平成16年4月	平成17年度目標
小規模通所授産施設	0	0	1

精神障害者の在宅サービスの整備目標量

サービス名	項目	単位	平成13年4月	平成16年4月	平成17年度目標
社会適応訓練事業	協力事業所数	か所	9	5	20
ショートステイ	ベッド数	床	1	2	1
ホームヘルパー	派遣対象数	人	-	10	30
	週あたり回数	回	-	1.3	2
	延べ派遣回数	回	-	534	2,880

注) ホームヘルパー

派遣対象数については、平成13年度に医療機関に対して行った派遣対象者調査に基づき、平成17年度目標を平成14年度見込みの1.5倍に設定し、算出

1.

サービスの調査、点検、提供量の設定

3.

サービスの提供量について  
オ.健康あきた市21計画の目標量

オ.健康あきた市21計画の目標量

2010年到達目標

栄養・食生活

[健康指標]

項目	現状値	目標値
小学生の肥満児の割合	男子 12.5% 女子 8.5%	7%以下
中学生の肥満児の割合	男子 10.0% 女子 8.5%	7%以下
肥満者の割合	男性 25~44歳 26.9% 45~64歳 30.9% 女性 45~64歳 22.4% 65歳以上 22.2%	15%以下 20%以下 15%以下 20%以下
やせの者の割合	女性 16~24歳 22.9%	15%以下

[行動指標]

項目(子ども)	現状値	目標値
朝食を欠食している子どもの割合	13~15歳 4.4%	0%
子どもの食事に気をつけている人の割合	84.3%	100%
栄養バランスのとれている子どもの割合	71.4%	90%以上
牛乳・乳製品を毎日とっている子どもの割合	71.4%	90%以上
間食の時間が決まっている子どもの割合	1~3歳 59.2% 4~6歳 59.1%	80%以上 80%以上
項目(大人)	現状値	目標値
朝食を欠食している人の割合	男性 16~24歳 27.6% 25~44歳 27.3% 女性 16~24歳 17.6%	15%以下 15%以下 10%以下
食事に気をつけている人の割合	男性 73.1% 女性 80.7%	100% 100%
栄養所要量を知っている人の割合	男性 23.4% 女性 32.6%	50%以上 50%以上
食事が適量と思っている人の割合	男性 69.4% 女性 62.9%	80%以上 80%以上
栄養成分表示を参考にしている人の割合	40.1%	60%以上
食事に関する学習会などに参加したいと思わない人の割合	64.9%	50%以下
食生活に満足している人の割合	72.6%	90%以上
エネルギー摂取量の充足率(成人1人1日当たりの平均)	男性 50~59歳 124% 60~69歳 119% 女性 40~49歳 116% 50~59歳 116% 60~69歳 128%	100%±10% 100%±10% 100%±10% 100%±10% 100%±10%
脂質エネルギー比率(成人1人1日当たりの平均)	男性 20~29歳 26.1% 女性 20~29歳 26.5% 30~39歳 27.5% 40~49歳 26.3% 50~59歳 25.8%	20~25% 20~25% 20~25% 20~25% 20~25%
カルシウム摂取量(成人1人1日当たりの平均)	578mg	600mg以上
食塩摂取量(成人1人1日当たりの平均)	12.9g	10g未満
野菜の摂取量(成人1人1日当たりの平均)	343g	350g以上

[環境指標]

項目	現状値	目標値
外食栄養成分表示やヘルシーメニューが整っていると思う人の割合	38.9%	50%以上

身体活動

[行動指標]

項目(子ども)	現状値	目標値
週3回以上体を動かす子どもの割合	7~12歳 77.1%	90%以上
項目(大人)	現状値	目標値
運動している人の割合	15~24歳 56.9% 25~44歳 32.7% 45~64歳 48.1% 65歳以上 58.3%	70% 40% 60% 70%
日常生活における歩数	6,731歩	8,000歩以上

[環境指標]

項目	現状値	目標値
仲間がいないという理由から運動しない人の割合	18.3%	15%

こころの健康づくり

[健康指標]

項目	現状値	目標値
いつもストレスを感じている人の割合	25~44歳 25.0% 45~64歳 13.1%	22% 11%
気分が沈んだり、ゆううつになることがよくある人の割合	45~64歳 40.8% 65歳以上 28.2%	28% 19%
自殺者数	全体 85人 45~64歳 47人 65歳以上 17人	60人 30人 10人

[行動指標]

項目(子ども)	現状値	目標値
子どもが睡眠不足だと感じている親の割合	1~3歳 10.0% 4~6歳 16.2% 7~12歳 25.5%	9% 14% 22%
項目(大人)	現状値	目標値
睡眠を十分とれていない人の割合	15~24歳 37.9% 25~44歳 38.2%	34% 34%
睡眠を得るためにお酒を飲む人の割合	25~44歳 26.1% 45~64歳 24.6%	23% 22%
睡眠薬等の薬を服用する人の割合	65歳以上 19.9%	17%

たばこ

[行動指標]

項目(子ども)	現状値	目標値
未成年者の喫煙率	15歳以下 0.6%	0%
項目(大人)	現状値	目標値
たばこを吸うことよってかかりやすくなる病気を知っている人の割合	肺がん 98.1% 気管支炎 62.9% ぜんそく 55.8% 低体重児・未熟児等の出生 52.4%	100% 100% 100% 100%
	心臓病 41.0% 脳卒中 25.3% 胃潰瘍 23.1% 歯周病 18.2%	100% 100% 100% 100%

[環境指標]

項目	現状値	目標値
たばこを吸う時に周囲に気をつかわない人の割合	6.8%	0%
子どもへのたばこの害について特に配慮していない人の割合	26.7%	0%
公共機関で分煙および禁煙をしている施設数	今後調査	増加

アルコール

[行動指標]

項目(子ども)	現状値	目標値
未成年者の飲酒経験	15歳以下 19.6%	0%
項目(大人)	現状値	目標値
飲酒習慣のある人でお酒が適量であれば体によいことを知っている人の割合	85.7%	100%
多量飲酒者(男性)	12.5%	10%以下

歯の健康

[健康指標]

項目	現状値	目標値
3歳児健診におけるむし歯のない人の割合	56.7%	75%以上
12歳児のDMF歯数	3.27本	1.7以下
自分の歯を20本以上有する人の割合	65歳以上 30.9%	35%

[行動指標]

項目(子ども)	現状値	目標値
健診や治療で歯科受診している人の割合	13~15歳 51.4%	75%以上
項目(大人)	現状値	目標値
歯間部清掃器具(歯間ブラシ・デンタルフロス等)を使用している人の割合	16歳以上 29.5%	50%以上
歯や口の中に悩みがありながら、治療していない人の割合	16歳以上 32.7%	0%
定期的に歯科健診を受けている人の割合	48.9%	60%
歯科医で定期的に歯石を取っている人の割合	10.9%	30%以上

糖尿病・循環器病・がん

[健康指標]

項目	現状値	目標値
糖尿病年齢調整死亡率(人口10万対)	男性 4.6 女性 1.9	減少 減少
脳卒中年齢調整死亡率(人口10万対)	男性 79.9 女性 47.4	74.2 45.7
心臓病年齢調整死亡率(人口10万対)	男性 59.8 女性 49.8	減少 48.5
がん年齢調整死亡率(人口10万対)	男性 213.2 女性 124.0	減少 103.5

[行動指標]

項目(大人)	現状値	目標値
健康に気をつけている人の割合	78.9%	100%
健康なので健診は必要ないと考えている人の割合	30%	24%
忙しくて都合のつかないことから健診を受けない人の割合	28.4%	23%
健康診査受診率	39.3%	50%
胃がん検診受診率	16.8%	20%
大腸がん検診受診率	14.9%	18%
子宮がん検診受診率	12.6%	15%
乳がん検診受診率	9.0%	11%
肺がん検診受診率	5.9%	7%

1.

サービスの調査、点検、提供量の設定

3.

サービスの提供量について  
オ.健康あきた市21計画の目標量

2. 地域の生活課題の調査

1) 市民意識調査

地域福祉計画の策定の基礎資料とするために、市民のみなさんが、日頃「福祉」についてどのように考えているか、「アンケート調査」を実施しました。

実施時期

平成14年8月5日～8月31日（平成14年8月1日現在の状況を調査）

対象者

次の条件で抽出した市民5,200人

年齢層	中央		東		西		南		北	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1 15～19歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
2 20～24歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
3 25～29歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
4 30～34歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
5 35～39歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
6 40～44歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
7 45～49歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
8 50～54歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
9 55～59歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
10 60～64歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
11 65～69歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
12 70～74歳	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
13 75歳以上	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
合計	520	520	520	520	520	520	520	520	520	520

中央地域 大町、旭北、旭南、川元、川尻、山王、高陽、保戸野、泉（JR線西側）、千秋、中通、南通、榎山、茨島、八橋  
 東部地域 東通、手形、手形山、泉（JR線東側）、旭川、新藤田、濁川、添川、山内、仁別、広面、柳田、横森、桜、桜が丘、桜台、下北手、太平、大平台  
 西部地域 新屋、勝平、浜田、下浜、豊岩  
 南部地域 牛島、卸町、大住、仁井田、御野場、御所野、四ツ小屋、上北手、山手台  
 北部地域 寺内、外旭川、土崎、將軍野、港北、飯島、金足、下新城、上新城

調査の方法

配付・回収とも郵送方式で実施し、回答は無記名

有効回答者数 2,559人(49.2%)

集計結果は巻末の資料編に掲載しています。

2) ワークショップ（協働作業による、学びの場）

市民のみなさんの参加にもとづいた計画づくりをしていくために、「ワークショップ（協働作業による、学びの場）」を開催しました。

ワークショップは「地域の暮らし・おしゃべりネット」というタイトルとし、地域のみなさんと市の職員が、膝をまじえた自由な雰囲気の中で、これからのしあわせな地域づくりのことにについて話し合いを深めました。

これまでは、「対話集会」や「市民ミーティング」（145ページ参照）など、管理職を中心としたスタイルがほとんどでしたが、今回は、これまでとは違うスタイルで、現場の窓口スタッフ（福祉保健部の主席主査以下全員と保健所保健師、およそ100人）が訪問することとしました。

開催にあたっては、地区社会福祉協議会と地区民生児童委員協議会を共催組織とし、どちらの団体も市内を36ブロッ

クに分けているので、そのブロックごとにそれぞれ2回ずつ開催することを目標としました。

1回目のワークショップでは、地域で生活する上での心配ごとについて、全員参加の「カード記入方式」によって預かりました。

1回目の参加者は、36地区合わせて1,038人。心配ごとは、カードに記入してもらったものが1,223枚、フリートークキングで出されたものが330件でした。（下表参照）その結果、市民のみなさんの生活課題が、広範多岐に渡っていることが再認識できました。

そして、2回目のワークショップでは、預かった心配ごとすべてについて、市の担当課それぞれから、現時点での市の考え方を示しました。

市民のみなさんの心配ごとと市の考え方は、資料編に一覧表を掲載しています。

ワークショップの主な開催効果

- 市民の生活課題が広範多岐であることの再認識
- 地域の生活課題の共有化、地域のつながりの再確認
- サービスに伴う費用の確認
- 他人任せ・行政依存から、自主自立意識の芽生え

分野	件数
健康・年金・医療	97
子ども・子育て・教育	119
高齢者・介護	231
障害者	21
町内会・地域活動	305
まちづくり	331
環境	147
防災	43
情報提供	44
ボランティア	27
その他・暮らし一般	188
合計	1,553



新屋勝平地区のワークショップ

ワークショップの開催状況について  
ワークショップ開催状況（1回目）

月日	曜日	時間	地区名	会場名	参加人数	カード枚数	フリートーク
7月13日	日	14:00~17:00	明德	明德コミセン	65	64	12
7月30日	水	13:30~16:00	仁井田	仁井田中央会館	54	64	13
8月2日	土	14:00~17:00	新屋勝平	勝平コミセン	31	41	7
8月10日	日	18:00~20:30	外旭川	外旭川コミセン	35	39	12
8月23日	土	14:00~16:30	築山	檜山コミセン	18	44	8
8月23日	土	14:00~16:00	上北手	上北手地域センター	24	24	11
8月24日	日	13:30~16:30	下浜	下浜地域センター	63	60	11
8月28日	木	13:30~16:00	新屋	新屋支所	15	27	4
8月30日	土	14:00~16:40	下北手	下北手地域センター	18	25	16
9月21日	日	13:30~16:10	寺内小	八橋コミセン	14	27	14
9月26日	金	18:00~20:40	旭北	大町文庫	15	29	13
9月30日	火	13:30~16:00	豊岩	豊岩地域センター	23	23	4
10月4日	土	14:00~16:10	旭川	旭川コミセン	33	36	4
10月4日	土	18:00~20:30	泉	泉児童センター	42	45	5
10月5日	日	13:30~15:40	御所野	御所野ふれあいセンター	29	30	7
10月11日	土	14:00~16:00	牛島	南部公民館	36	37	6
10月17日	金	13:30~16:00	中通	中通児童館	38	38	11
10月18日	土	13:30~16:00	保戸野	ねぶり流し館	19	38	4
10月19日	日	14:00~16:00	茨島	茨島コミセン	22	27	7
10月20日	月	18:00~20:30	川尻	川尻児童館	28	31	8
10月23日	木	14:00~16:30	桜	ケアハウスファミリー園	26	29	13
10月24日	金	13:30~16:00	下新城	下新城地域センター	31	33	10
10月25日	土	18:00~20:30	広面	東部公民館	35	33	7
10月28日	火	14:00~16:00	旭南	茨島コミセン	17	35	11
10月30日	木	14:00~16:30	寺内	寺内地域センター	25	25	7
11月1日	土	14:00~16:30	太平	太平地域センター	17	27	5
11月10日	月	13:30~16:00	金足	金足地域センター	14	26	14
11月11日	火	13:30~16:00	上新城	上新城地域センター	16	21	16
			土崎				
11月13日	木	13:30~16:00	港北	土崎公民館	42	44	8
			土崎南				
11月13日	木	13:30~16:00	四ツ小屋	御野場コミセン	20	23	17
11月15日	土	13:30~16:00	八橋	八橋コミセン	30	30	11
11月16日	日	14:00~16:30	東	東コミセン	26	29	14
11月22日	土	14:00~16:30	大住	大住コミセン	30	30	5
11月29日	土	14:00~16:30	飯島	飯島コミセン	31	32	5
12月1日	月	14:00~16:30	將軍野	將軍野コミセン	35	35	9
12月4日	木	14:00~16:10	浜田	浜田コミセン	21	22	1
			合計		1,038	1,223	330

ワークショップ開催状況（2回目）

月日	曜日	時間	地区名	会場名	参加人数
9月28日	日	13:30~	仁井田	仁井田中央会館	45
11月21日	金	18:00~	泉	泉児童センター	23
11月29日	土	14:00~	広面	東部公民館	31
12月2日	火	13:30~	保戸野	ねぶり流し館	21
12月3日	水	14:00~	寺内	寺内地域センター	38
12月6日	土	13:30~	寺内小	八橋コミセン	13
12月7日	日	14:00~	牛島	南部公民館	19
12月7日	日	14:00~	旭南	旭南児童館	18
12月9日	火	13:30~	明德	明德コミセン	31
			土崎		
12月10日	水	13:30~	港北	土崎支所	30
			土崎南		
12月11日	木	14:00~	川尻	南部職員会館	20
12月12日	金	14:00~	中通	中通児童館	47
12月13日	土	14:00~	下北手	下北手地域センター	14
12月13日	土	13:30~	下浜	下浜地域センター	27
12月14日	日	13:30~	旭川	旭川コミセン	16
12月14日	日	14:00~	東	東コミセン	32
12月15日	月	13:30~	四ツ小屋	御野場コミセン	23
12月16日	火	13:30~	旭北	大町文庫	15
12月16日	火	14:00~	桜	ケアハウスファミリー園	26
12月19日	金	10:30~	豊岩	豊岩地域センター	22
12月19日	金	13:30~	築山	檜山コミセン	10
12月20日	土	10:00~	八橋	八橋コミセン	25
12月20日	土	14:00~	飯島	飯島コミセン	19
12月20日	土	14:30~	太平	太平地域センター	13
12月21日	日	13:30~	御所野	御所野ふれあいセンター	17
12月21日	日	13:30~	外旭川	外旭川コミセン	12
12月22日	月	13:30~	新屋	新屋支所	11
12月22日	月	14:00~	茨島	茨島コミセン	19
12月23日	火	14:00~	上北手	上北手地域センター	17
12月25日	木	13:30~	大住	大住コミセン	27
12月27日	土	13:30~	新屋勝平	勝平コミセン	34
			合計		715

下新城、上新城、浜田、金足、將軍野は文書回答のみ

ワークショップの開催案内について(例)

川尻地区
ワークショップ(研究会)開催チラシ

## 地域の暮らし・おしゃべりネット

市では、平成16年3月を目標に、新しく「地域福祉計画」をつくりあげることとしています。  
 「地域の暮らし・おしゃべりネット」は、地域のみなさんと市の職員(係長以下)と一緒に、ひざをまじえて、これからの幸せな地域づくりのことに話し合いをするものです。  
 みなさんが、地域で生活していて日頃感じていることを、自由な雰囲気でも語り合ってみませんか? どなたでも参加できます。どうぞおいでください!





子育てや高齢者介護などの福祉の問題に限らず、例えば、道路やゴミ出しなど、「地域の暮らし」に関するものであれば、何でも結構です。

◇ **とき** 10月20日(月)  
午後6時から(2時間半くらい)

◇ **ところ** 川尻児童館

◇ **内容**  
 地域の人たちが日頃感じている生活課題を出し合い、地域のネットワークをいかして、解決策を考え合うものです。



市では、一人ひとりの生活課題を集約し、それらの課題について今後どのようにしていくべきかを、地域福祉計画の中に盛り込むこととしています。

共催：川尻地区社会福祉協議会、川尻地区民生児童委員協議会

【主催・問い合わせ】  
 秋田市役所福祉総務課 地域福祉担当 電話：866-2090(菅原 穂、松橋 良子)

ワークショップの開催案内について(例)

新屋勝平地区
ワークショップ開催チラシ

## 第2回「地域の暮らし・おしゃべりネット」

### 秋田市地域福祉計画ワークショップ(研究会)

市では、平成16年3月を目標に、新しく「地域福祉計画」をつくりあげることとしています。  
 「地域の暮らし・おしゃべりネット」は、地域のみなさんと市の職員(係長以下)がひざをまじえて、これからの幸せな地域づくりのために、自由な雰囲気の中で話し合いをするものです。どなたでも参加できます。どうぞおいでください!

◇ **とき** 12月27日(土)  
午後1時30分~(2時間くらい)

◇ **ところ** 勝平地区コミセン

◇ **内容**  
 8月2日の土曜日に開催した、第1回の「地域の暮らし・おしゃべりネット」では、地域のみなさんが日頃感じている心配ごとが、右表のようにたくさん出されました。  
 今回は、これらについて、秋田市としての考え方をお知らせしながら、地域の中でも解決できないかなど、いろいろと話し合うこととしています。  
 なお、本格的な冬の到来を前に、除雪担当の道路維持課の職員も出席することとしています。



第1回、8/2の様子

参加者の心配ごと

健康・年金・医療	3件
子ども・教育	5件
高齢者・介護	4件
町内会・地域活動	5件
まちづくり・防災	14件
環境・ごみ	2件
防災	3件
情報提供	1件
ボランティア	1件
その他暮らし全般	3件
<b>合計件数</b>	<b>41件</b>
<b>参加人数</b>	<b>31人</b>

共催：新屋勝平地区社会福祉協議会、新屋勝平地区民生児童委員協議会

【主催・問い合わせ】 秋田市役所福祉総務課 地域福祉担当  
 電話：866-2090(菅原 穂、松橋 良子)

ワークショップの報告について（例）

地域の暮らし・おしゃべりかわらばん

～ 地域福祉計画ワークショップ（研究会）報告 ～

秋田市では、来年3月に「秋田市地域福祉計画」を策定することになっています。それに向けて、地域のみなさんと意見交換などをする、「地域の暮らし・おしゃべりネット」をスタートしました。

市内地区では、10月30日の木曜日、市内地域センターを会場に開催しました。

当日は、25人のみなさんからおいいただきました。ご参加ありがとうございました。また、開催の取組をしてくださりました。地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会をはじめ、関係者の皆様にご挨拶申し上げます。

● えっ？地域福祉？？？

「福祉」という言葉を辞書で引くと、「幸福」と書いてあります。ですから、「地域福祉」というのは、「地域の幸せ」と言えるのが理想的ですね。

この「地域の暮らし・おしゃべりネット」は、地域のみなさんと市の職員が、自由な雰囲気の中で、これからの「幸せな地域づくり」について話し合う場です。日ごろ感じている心配事や生活課題を、一人ひとりカードに記入し、みんなの話し合いによって、その解決策を考えました。



市長以下でおじゃましています！

● 地域の力は大きいのです！！

さてさて、行政による福祉サービスが行き届いているのに続いたことはありません。しかし、少子高齢化が原因でしょうか、隣近所の人間関係が薄れてしまっているからでしょうか、サービスを利用する人は増えるいっぽうで、それにかかる経費もどんどん増え続けています。このままの制度を維持するとしたら、一人ひとりの負担を大きくしなければいけないかもしれません。

でも、心配ばかりしていてもはじまりません。ここで切り札「地域福祉」の登場です。地域に暮らす人たちが、地域に住む仲間として、支え合い・助け合っていくことによって、いろいろな不安を克服していきたいですね。（下のデータもご覧ください）



みなさんにカードに記入してもらいました！

びっくりデータ

介護保険制度で一番軽いレベルは、要支援（週2回の通所リハビリ程度）といいます。地域の支え合いによって、こうした人たちの増加を未然に防ぐことができます。

■小学校区で1人だと、市全体では…  
月額基準額 61,500円×12月×約40区 = 約2千9百万円

■町内会で1人だと、市全体では…  
61,500円×12月×約900町内 = 約6億6千4百万円

地域の力って、ものすごいと思いませんか！

「地域の暮らし・おしゃべりネット」は、今年度、小学校区単位で2回ずつ開催することとしています。次回は、12月3日午後2時から、市内地域センターで開催する予定です。どうぞおいください。

うらにつづく

ワークショップの報告について（例）



この日出されたカードは全部で26枚。下の表にもあるように、この地区を良くしたいという思いの込められたカードがたくさん出されました。その後の話し合いでは、「支え合いはお金がかからない。要求する前にまず自分たち住民も努力をしなければならない。行政に頼る前に自分たちで何ができるのかも考えよう」という発言が出るなど、活発な意見交換が行われました。

分野	件数	そのなかのいくつか
健康・年金・医療	1	・高齢化に伴い将来、年金・医療費について非常に不安です。この問題を皆で話し合い地域ぐるみの生きがいのある生活を送れる地域にしたいので、役所のアドバイスを希望します。
高齢者・介護	9	・秋田市広報等で老人ホームの入所時利用料をお知らせはしていますが、この利用料についての負担が未だ多く聞かれます。地域単位で説明し周知する機会があればと思います。 ・サービスを利用できる基準に達していない高齢者が各種の支援を必要とすれば、自己負担額が大変だとよく聞く。何とかならないか？（年金暮らしの人） ・市内老人クラブでは友愛訪問の行事として、年2回春秋に要介護1～5の方々に数人で訪問し、非常に喜ばれています。ただハイヤーを借りており、老人会の負担になっております。そのハイヤーの費用を総当りで頂ければ、2回のもので3回にも行われると思います。
町内会 地域活動	7	・高齢化が進むからこそ、世代間交流を行いましょ。高齢者が若い人たちの意見を聞いて若返り、また若い人たちも人生経験豊富な高齢者の話しを受け入れて、お互いが有意義な生活をできたらと思っています。 ・仲間づくりが大事と考えているが、どうしても固定化してしまう。近所付き合いの第一歩と思うのだが、なかなか集まってくれない。集めようとしているほうに無理があるのか？
まちづくり	4	・旧国道（寺内線）を踏切道路にしてください。冬期間は老人や児童の歩行が危険かつ危険である。よって踏切道路にしてほしい。踏切まではしてくれないので、子供・老人にとって馬の背のような道を歩くのは困難であり危険である。道の両側に踏切まではヒーターを設置してほしい。
環境	2	・粗大ゴミの回収を以前のように無料でやってもらいたい（近所の数の中に捨てられて困る）。
その他暮らし一般	3	・福祉計画の立案は大変結構ですが、地域に生かされてこない気がする。 ・自分の住んでいる地域では町内の活動を通して、みんなそれぞれ頑張っておりますので、今のところは生活面で困っていることはありません。
合計	26件	

■編集後記

参加者の皆さんの発言は、一方的な要望や不平不満に偏ることはなく、建設的な意見が多く出されていました。

どなたも熱心で、次回以降の話し合いに希望をかける内容であったと感じられたところです。

（保護課 石田 正人）

★今回おじゃました職員です

氏名	所属	主な仕事
菅原 穂	福祉総務課	地域福祉計画関係
松橋 良子	〃	〃
穴山 由美子	高齢福祉課	高齢者サービス関係
佐藤 直子	介護保険課	介護保険サービス関係
石田 正人	保護課	生活保護ケースワーカー
牧野 あき子	保健予防課	保健師

### 3. 相談支援体制の整備、サービスの情報提供

人は皆、地域社会の中でさまざまな生活課題を抱えて生活しています。

かつては、個人の自助努力や家族・親戚などの血縁関係からの手助け、向こう三軒両隣に代表され、地域の近隣関係の相互扶助によって、それらの課題の多くが解決されてきたと考えられます。しかし、生活課題がどんどん多様化し、核家族化や共働きなどによる家族関係の弱体化、隣近所の間関係の希薄化などの要素もからみあって、地域社会の中で、すべての課題を解決することは難しくなっているのが現実です。

そのため、各種の専門的な相談機能が

発達してきたわけですが、その窓口がどこにあるのかが分かりにくかったり、分かっていたとしても自分が住んでいる地域の外に出かけなければいけなかったりというように、気軽に行ける場所ではないという問題点も生じています。

もちろん、複雑な生活課題に適切に対応していくためには、専門機関がその専門性を最大限に発揮することが大切ですが、生活課題が複雑になる前に、「いつでも」気軽に「行くこと」のできる相談場所が、身近な地域の中にあることによって大きな安心感が得られると考えられます。

#### 1) 福祉サービスの相談・支援

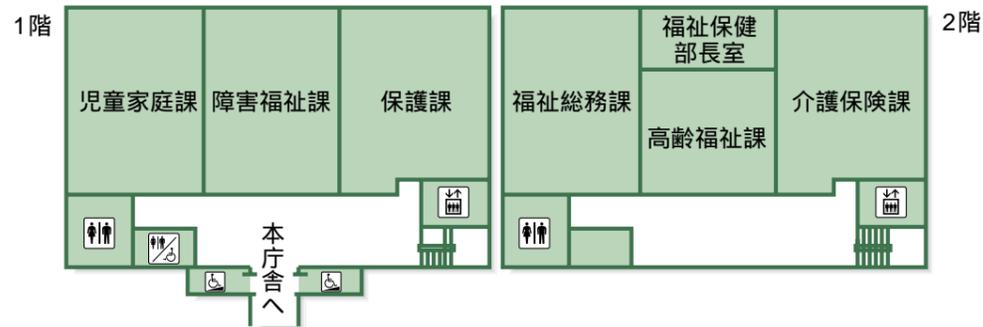
##### 福祉保健部(福祉事務所)

###### 市役所本庁北側福祉棟

福祉サービスの多くは、行政が担当、提供しています。窓口は市役所の福祉棟にあります。福祉事務所は、どちらかという敷居が高いと考えられがちですが、そんなことはありません。お気軽にどうぞ。

福祉事務所の処理する事務は、社会福祉法第14条に規定されており、介護保険法に規定される事務は含まれていません。秋田市では、福祉事務所と介護保険課をあわせて福祉保健部としています(右ページ上の表を参照)。

福祉棟(市役所本庁舎の北側にあり、渡り廊下でつながっています。)



#### 福祉保健部の各課の主な業務

区分	課名	主な業務 ホームページアドレス	上段: 電話 下段: FAX
福祉保健部 福祉事務所	福祉総務課	経理、地域福祉、社会福祉法人の指導監査 http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/mn/	866-2092 866-2417
	障害福祉課	障害者施策 医療福祉室(福祉医療・老人医療) http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sc/	866-2093 866-2513 863-6362
	児童家庭課	子育て・母子父子家庭福祉に関すること 子育て総合センター http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/ch/	866-2094 863-9555 866-2417
	高齢福祉課	高齢者施策に関すること http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/sn/	866-2095 866-2062
	保護課	生活保護に関すること http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/as/	866-2096 866-2421
	介護保険課	介護保険に関すること http://www.city.akita.akita.jp/city/wf/kg/	866-2069 866-2309

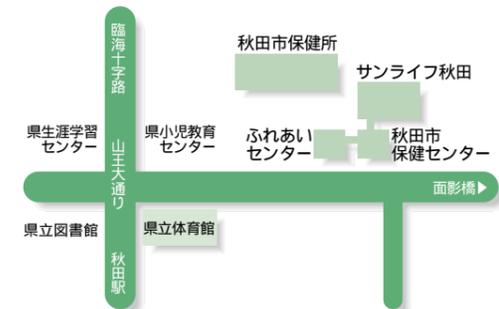
#### 2) 保健サービスの相談・支援

##### 保健所

保健所は、食中毒や感染症への対応といった健康危機管理だけでなく、健康づくりの拠点として、市民の健康の保持・増進のため、様々な事業を行っています。

八橋南一丁目8番3号

- ・秋田駅から(バス)  
中央交通寺内経由土崎線  
秋田市保健所・サンライフ秋田前下車
- ・市役所から徒歩10分



#### 保健所の各課の主な業務

課名	主な業務 ホームページアドレス	上段: 電話 下段: FAX
保健総務課	医師、看護師、調理師の免許申請、献血推進 http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/mn/	883-1170 883-1171
保健予防課	母子・老人保健、保健指導 http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/pr/	883-1172 883-1173
健康管理課	精神保健、感染症 結核、エイズ等 予防、予防接種、難病対策 http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/hm/	883-1180
衛生検査課	食品衛生、営業許可、狂犬病予防に関すること http://www.city.akita.akita.jp/city/hl/ex/	883-1181 883-1344

3) 情報提供について

インターネット

秋田市ホームページ(管理担当課:情報政策課)  
http://www.city.akita.akita.jp/  
Eメール:webmaster@city.akita.akita.jp

市政の情報はインターネットのホームページでも見ることができます。暮らしに役立つ情報や楽しい話題がいっぱいです。

各種申請書のダウンロードや、体育館などの公共施設の利用予約、市立図書館の蔵書検索と貸出予約などの便利な機能もありますので、ぜひご利用ください。



秋田市ホームページ▶

各種情報の提供

市では、各種サービスをまとめた情報誌を作成していますので、ご活用下さい。

広報あきた(広報課)



市民便利帳(広報課)



高齢者のための暮らしのしおり(高齢福祉課)



障害者のための暮らしのしおり(障害福祉課)



子育て情報(児童家庭課)



暮らしの伝言板(廃棄物対策課)



4) 地域の相談・支援について

地域における福祉サービスの相談・支援について、「社会福祉協議会」「民生委員・児童委員」「社会福祉法人」の三者をリーダー格として位置づけることとします。

秋田市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法の改正(20ページ参照)の際に、地域福祉を推進する中心的な団体として、明確に位置づけられた社会福祉法人です。

秋田市社会福祉協議会では、下記の事業を実施するとともに、地区社会福祉協議会(おおむね小学校区)と連携して、地域の支え合い・助け合いの意識を醸成し、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」をキャッチフレーズに地域福祉の向上に貢献しています。

また、秋田市社会福祉協議会では、平成6年度から、各地区社会福祉協議会に福祉協力員の設置を呼びかけています。福祉協力員は、法律や条例にもとづく制度ではなく、地区社会福祉協議会の委嘱による地域ボランティアです。

平成16年3月には、秋田市社会福祉協議会の計画である「秋田市地域福祉活動計画」を見直しし、より一層の地域福祉の向上につとめることとしています。

秋田市社会福祉協議会

TEL 862-7445 八橋南一丁目8-2

秋田市社会福祉協議会の主な事業

- 地域福祉の推進(ふれあい福祉相談センターの設置、地区社協との連携など)
- ボランティア活動の推進(ボランティアセンターの運営など)
- 在宅福祉サービスの実施(福祉機器の貸し出しなど)
- 生活福祉支援関連事業(生活福祉資金貸付、罹災世帯見舞いなど)
- 福祉啓発活動(福祉教育の推進、社会福祉大会の開催など)
- 介護サービス事業(居宅介護支援事業、ホームヘルパー事業、訪問入浴事業)
- 各種受託事業(地域福祉権利擁護事業、手話通訳者派遣事業など)
- その他の活動:全戸会員・会費制度、ふれあいさん派遣サービス(介護保険制度に関係なくホームヘルパーを派遣)、各種福祉団体への協力など

民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員・児童委員、主任児童委員(総数609人)は、社会奉仕の精神で地域福祉の増進につとめている方々です。民生委員・児童委員の活動の大原則は、民生委員法によって「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされています。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供など、地域の頼りになる存在として幅広い役割を担っており、今後も、地域福祉活動のリーダーとしての活躍が求められています。

躍が求められています。

相談内容や個人の秘密は必ず守られますので、お困りになっていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

なお、民生委員・児童委員、主任児童委員は、各地区ごとに、民生委員法に規定される民生児童委員協議会を組織しなければならないこととされています。秋田市には、現在36の地区民生児童委員協議会があり、それぞれの協議会ごとに、毎月定例会を開催し、委員相互の連帯強化、知識や技術の修得などにつとめて、組織で福祉活動を推進しています。

地区別民生委員定数(平成13年度改選)

地区名	民生委員 児童委員	主任 児童委員	計
明德	15	2	17
中通	21	2	23
保戸野	16	2	18
旭北	17	2	19
築山	23	2	25
旭南	19	2	21
川尻	13	2	15
牛島	15	2	17
旭川	22	2	24
広面	19	2	21
土崎	13	2	15
港北	17	2	19
土崎南	14	2	16
寺内	15	2	17
八橋	17	2	19
泉	14	2	16
新屋	21	2	23
新屋勝平	20	2	22

地区名	民生委員 児童委員	主任 児童委員	計
太平	10	2	12
外旭川	24	2	26
飯島	25	2	27
下新城	12	2	14
上新城	6	2	8
浜田	7	2	9
豊岩	5	2	7
仁井田	21	2	23
四ツ小屋	13	2	15
上北手	7	2	9
下北手	7	2	9
下浜	7	2	9
金足	13	2	15
東	17	2	19
桜	16	2	18
大住	15	2	17
寺内小	13	2	15
御所野	8	2	10

社会福祉法人(51法人)

社会福祉法人は児童、障害者、高齢者それぞれの社会福祉の専門機能を有しています。今後は地域における福祉サービスの拠点としての役割に加え、これまで

以上に地域に開かれた施設運営が期待されています。

なお、各社会福祉法人が運営する社会福祉施設については、巻末の資料編に一覧表を掲載しています。

平成15年11月20日現在、法人所在地別

中央  
Center

法人名	所在地	電話番号	設立年月日
秋田希望ふくし会	泉中央二丁目6-26	862-6072	H14.06.13
秋田聖徳会	旭南一丁目5-6	862-3267	S27.05.17
秋田婦人ホーム	榎山古川新町41-2	831-1467	S27.05.31
秋田南福祉会	榎山南中町1-32	835-9298	S54.09.04
いずみ会	泉菅野二丁目17-11	896-5880	H11.07.21
白百合保育園	八橋鯉沼町5-6	823-5361	S46.11.06
榎山保育園	南通宮田16-30	832-5008	S47.12.04
秋田市社会福祉協議会	八橋南一丁目8-2	862-7445	S27.05.16
秋田県身体障害者福祉協会	旭北栄町1-5	864-2780	H02.08.08
聖心の布教姉妹会	保戸野すわ町1-58	862-1004	S51.03.31

東  
East

法人名	所在地	電話番号	設立年月日
秋田旭川福祉会	添川字地ノ内10-1	868-4868	S59.06.23
秋田育明会	柳田字竹生168	834-2577	S46.07.23
秋田東福祉会	手形字扇田18-1	835-6730	S55.03.29
旭川やすらぎ会	新藤田字治郎沢52-6	884-1071	H10.09.17
一羊会	山内字上台15-2	827-2310	H07.05.22
桜丘会	下北手梨平字登館8	839-5977	S63.12.27
蹊仁会	桜一丁目4-21	887-3066	H11.09.17
晃和会	太平八田字藤の崎231-3	838-2338	S53.02.07
こどものくに	東通二丁目10-22	834-9548	H14.03.26
こばと保育園	広面字釣瓶町71-4	834-3429	S52.02.01
こひつじ会	広面字近藤堰添47-1	835-1227	H14.04.01
賛成福祉会	太平山谷字中山谷227-2	838-3700	H09.07.29
太東会	桜二丁目13-27	884-7377	H10.04.02
ともしび会	添川字鶴木台65-3	868-1188	S53.08.28
遊心苑	添川字境内川原196-1	831-3666	H07.11.15
友遊会	下北手松崎字岩瀬122	887-7222	H12.03.23
緑光福祉会	下北手宝川字種ヶ崎81-17	889-7001	H11.07.29
秋田県母子寡婦福祉連合会	手形住吉町4-26	833-4249	S37.12.01
(財) 鉄道弘済会	手形休下町3-4	832-6812	S30.02.23

西  
West

法人名	所在地	電話番号	設立年月日
新屋厚生会	新屋町字関町後77-3	828-3211	S38.11.19
協和会	下浜羽川字下山48-105	879-2139	S46.07.23
松寿会	浜田字陳ヶ原15-5	828-7856	S38.01.22
新成会	浜田字元中村280-29	828-1100	S63.08.12
豊生会	豊岩小山字中山216-27	888-8201	H09.08.01
友睦会	新屋寿町8-69	865-0633	S53.11.27
ゆたか会	浜田字境川52	828-4472	H13.09.26
グリーンローズ	新屋表町8-19	828-7750	S47.07.23

南  
South

法人名	所在地	電話番号	設立年月日
秋田いなほ福祉会	山手台二丁目17	829-4422	H15.11.26
秋田けやき会	御所野下堤五丁目1-5	826-0651	H07.08.01
大野保育園	仁井田字西潟敷11	834-9200	S52.03.23
山王平成会	御所野地蔵田二丁目9-6	826-1005	H12.04.10
成光会	上北手百崎字二タ子沢1-6	889-6294	H09.03.19
澪標会	牛島西一丁目7-42	832-9645	S53.03.09
雄仁会	仁井田字仲谷地284	839-5375	S51.09.01

北  
North

法人名	所在地	電話番号	設立年月日
愛心会	金足浦山字岩崎174	828-2348	H15.07.08
愛染会	上新城道川字愛染58	870-2001	H06.07.14
秋田中央福祉会	下新城笠岡字川向28	857-3811	S63.09.22
秋田福祉協会	上新城小又字落合85	870-2361	H10.09.16
風の遊育舎	土崎港西三丁目7-18	846-6731	H15.03.28
憲寿会	外旭川字神田592	868-1355	H05.04.19
幸楽会	上新城中字片野4	870-2224	S56.11.11
新光会	下新城中野字街道端西79	873-5248	S53.08.07
新秋会	土崎港中央四丁目4-16	845-4121	H14.11.01
はまなす会	土崎港中央三丁目4-40	845-4575	H14.12.27
北杜	下新城中野字街道端西11-1	873-7801	H09.08.08
翼友会(相和会)	飯島字東上谷地109-1	816-0550	H13.04.02
秋田県厚生協会	寺内字焼山125-2	845-4362	S40.05.19
えびす会	下新城中野字街道端西	873-3505	S48.09.11

5) 対象者別の相談・支援について

ア. 高齢者相談

在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、高齢者本人や、在宅介護をしているご家族のために、さまざまな悩みや疑問について相談できる窓口です。

また、介護保険サービスをはじめとする各種サービスの紹介や、申請手続きの代行、介護用品の紹介もしています。24時間体制で、専門相談員や看護師が相談に応じています。

(平成16年4月1日現在、所在地別)

中央  
Center

法人名	所在地	電話番号
秋田市八橋在宅介護支援センター	八橋南一丁目8-2	866-1348
秋田市川口在宅介護支援センター	榎山登町10-64	832-7506
南通在宅介護支援センター	中通六丁目14-18	837-2502
秋田市中央在宅介護支援センター	八橋南一丁目8-2	883-1465
リンデンバウムいずみ在宅介護支援センター	泉菅野二丁目17-11	896-5850
秋田市医師会在宅介護支援センター	八橋南一丁目8-5	896-7707

東  
East

施設名	所在地	電話番号
大平荘在宅介護支援センター	太平八田字藤の崎231-3	838-2338
光峰苑在宅介護支援センター	添川字鶴木台65-3	868-1444
魁聖園在宅介護支援センター	新藤田字治郎沢52-6	884-1077
桜の園在宅介護支援センター	下北手梨平字登館8	839-5977

西  
West

施設名	所在地	電話番号
松寿会在宅介護支援センター	浜田字陳ヶ原35-31	828-7630
新成園在宅介護支援センター	浜田字元中村280-9	828-0021
ふれ愛の里在宅介護支援センター	豊岩小山字中山216-27	888-8201

南  
South

施設名	所在地	電話番号
南寿園在宅介護支援センター	上北手猿田字後谷地108-3	829-0700
秋田けやき会在宅介護支援センター	御所野下堤五丁目1-5	826-0651

北  
North

施設名	所在地	電話番号
金寿園在宅介護支援センター	下新城笠岡字川向28	847-3270
ニコニコ苑在宅介護支援センター	下新城野字琵琶沼138-1	873-7158
千秋苑在宅介護支援センター	外旭川字神田592	869-7800
三楽園在宅介護支援センター	飯島字堀川84-20	857-3101
土崎在宅介護支援センター	土崎港中央四丁目4-30	845-4123
幸楽園在宅介護支援センター	上新城中字片野4	870-2226

イ. 子育て相談、母子・父子家庭・女性相談

子育て総合センター 863-9555

子育て総合センターには、女性相談員や子育て相談員、高校生までの家庭教育を担当する家庭相談員、家庭教育相談員など経験豊かな専門職がおり、子育て全般の相談に応じています。

なお、子育て総合センターは、平成16年7月に秋田駅東口にオープンする、秋田拠点センター「AL VE(アルヴェ)」に移転し、「子ども未来センター」として、機能の充実をはかることとしています。

子ども未来センター

「子ども未来センター」の相談業務は、現在の子育て総合センターの業務を継承しつつ、新たに、相談に関する専門的な知識と豊富な実践経験を持つ「主任専門相談員」を配置します。そして、よりきめ細かな対応と機能の充実をはかりながら、相談者自身が力をつけ、自らが課題を解決し、その人らしく生きていけるように支援することを基本的な姿勢とします。

取り扱う主な相談

- ・教育相談
- ・子どもの発達相談
- ・家庭の相談
- ・婦人相談
- ・虐待相談
- ・DVの相談
- ・女性の悩み相談

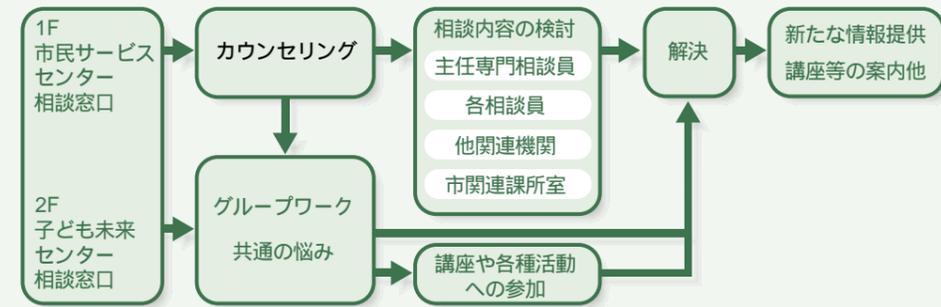
休業日

12月29日から1月3日まで(相談業務は月曜日も休み)

開業時間

午前9時から午後7時まで

子ども未来センターにおける相談業務の流れ



3.

相談支援体制の整備、サービスの情報提供

5.

対象者別の相談・支援について  
工. 年金・健康保険相談  
ウ. 障害者相談

## ウ. 障害者相談

障害者本人やその家族が抱えている困りごとや、各種福祉サービスの相談に応じます。

## 身体障害

## 身体障害者生活支援事業

専門知識を持ったコーディネーター（調整役）が相談に応じています。

## ④身体障害者療護施設

「療護センターほくと」内

873-7804

## 身体障害者相談員

市内に42人いる身体障害者相談員が、相談に応じています。各地域の障害者相談員については、障害福祉課までお問い合わせください。

## ④障害福祉課 866-2093

## 知的障害

## 障害者就業・生活支援事業

就業および日常生活、社会生活上の指導、助言、その他の支援を行います。なお、身体障害者、精神障害者も対象になります。

④福祉複合施設「ウェルビューいずみ」内  
896-7088

## 地域療育等支援事業

専門知識を持ったコーディネーター（調整役）が相談に応じています。なお、身体障害児も対象になります。

④知的障害者入所更生施設「竹生寮」内  
834-2577

## 知的障害者相談員

市内に5人いる知的障害者相談員が、相談に応じています。各地域の障害者相談員については、障害福祉課までお問い合わせください。

## ④障害福祉課 866-2093

## 精神障害

## 心の健康相談

保健師が相談に応じています。

④秋田市保健所健康管理課  
883-1180

## 工. 年金・健康保険相談

## 年金

年金に関する相談やお問い合わせ、年金の請求手続きや資格記録の確認などができます。

なお、相談には、年金手帳、年金証書、印鑑などをお持ちください。

代理人の場合は、さらに委任状と代理人の身分を証明できるものが必要となります。

## ④年金相談センター

中通五丁目1-51

北都銀行別館4階 837-6500

社会保険事務所相談コ-ナ-

保戸野鉄砲町5-20 865-2379

## 健康保険

## 健康保険（政府管掌健康保険）

被保険者の資格や健康保険被保険者証の交付、保険給付に関することのお問い合わせに応じます。

## ④社会保険事務所 保戸野鉄砲町5-20

資格担当 865-2392

保険給付担当 865-2393

## 国民健康保険

国民健康保険に関することは、秋田市国保年金課へお問い合わせください。

## ④加入、脱退等について

国保年金資格担当 866-2097

## ④保険税の納付の相談について

収納担当 866-2189

## ④保険税の内容について

賦課担当 866-2099

## 6) 市民生活全般の相談・支援

## 市民相談室

市役所本庁舎1階 866-2039

## 市民相談室の無料相談

市民のみなさんから寄せられるさまざまな相談や行政に対する意見・要望等については、市民相談室で毎日受け付けています。

## 相談日・時間

平日の午前8時30分～午後5時15分

また、今日の複雑な社会情勢を反映して、相談内容も多種多様なものとなっており、より専門的な知識での対応が必要になってきていますので、専門家による「法律相談」「税務相談」「遺言相談」「登記相談」「人権・困りごと相談」「各種年金・社会保険等相談」「交通事故相談」の7つの専門相談も実施しています。

## 法律相談（要予約）

内容...弁護士による、金銭、借家・借地、相続、離婚などの相談

事前に先着8名を電話などで受け付け  
相談日・時間...

市民相談室：毎月第1・第3木曜日

土崎支所：偶数月（4月・6月・8月・

10月・12月・2月）の第2木曜日

新屋支所：奇数月（5月・7月・9

月・11月・1月・3月）の第2木曜日

時間はいずれも午前9時から正午まで

## 税務相談

内容...税理士による、贈与税、相続税、所得税など、税務全般についての相談

相談日・時間...毎月第3火曜日の午後1時から4時まで

## 遺言相談

内容...公証人による、相続や遺言に関する専門的な相談

相談日・時間...毎月第3火曜日の午前9時から正午まで

## 登記相談

内容...司法書士による、土地家屋、特に登記関係の専門的な相談

相談日・時間...毎月第2火曜日の午後2時から午後4時まで

## 人権・困りごと相談

内容...人権擁護委員による、人権問題から日常生活の困りごとについての相談

相談日・時間...毎月第2・第4木曜日の午後1時から午後4時まで

## 各種年金・社会保険等相談

内容...社会保険労務士による、各種年金、雇用保険、労働災害などについての相談

相談日・時間...毎月第2金曜日の午後1時から午後4時まで

## 交通事故相談

内容...交通事故相談員による、交通事故全般についての相談

相談日・時間...毎月第1・第3水曜日の午前9時から午後3時まで

3.

相談支援体制の整備、サービスの情報提供

6.

市民生活全般の相談・支援

7) 其他のおもな相談事業

相談内容	実施団体	電話番号
家庭教育相談電話ぐりん・えこー	子育て総合センター内	864-4471
少年相談わかさ電話	市少年指導センター	862-3225
いじめ・不登校相談電話	教育研究所	866-2255
やまびこ電話	県警察総合相談室	824-1212
でんわ相談よい子に	県中央児童相談所	0120-424152
こども相談室	県児童会館	865-1161
スギの子でんわ	県生涯学習センター	823-0303
いじめホットライン	秋田地方務局	862-6533
子どもの虐待110番	子どもの虐待防止センター	03-5300-2990
すこやか電話	県総合教育センター	0120-377804
女性相談	県女性相談所	835-9052
さまざまな悩み相談(自殺問題など)	秋田いのちの電話	865-4343
こころの電話	県精神保健福祉センター	892-3939
健康相談	保健予防課	883-1174~8
成人歯科相談	保健予防課	883-1175
食生活健康相談	保健予防課	883-1175
エイズクリニック	健康管理課	883-1180
アルコール問題に関する相談	健康管理課	883-1180
感染症に関する相談	健康管理課	883-1180
食品による体調不良に関する相談	衛生検査課	883-1181
犬猫に関する全般的な相談	衛生検査課	883-1181
衛生害虫等生活環境に関する相談	衛生検査課	883-1181
医師が答える医療電話相談	秋田市医師会	865-1131~2
薬に関する相談	県薬剤師会医薬品情報センター	834-8931
ふれあい福祉相談センター	秋田市社会福祉協議会	863-6006
福祉サービスに関する苦情相談	県福祉サービス相談支援センター	864-2726
介護保険に関する苦情相談	県国民健康保険団体連合会	883-1550
シルバー110番	県高齢者総合相談センター	829-4165
県警本部県民安全相談センター	県警本部	864-9110
犯罪・交通事故などの被害に関する相談	秋田被害者支援センター	832-8010
生涯学習相談	生涯学習室	866-2245
職業相談	ハローワーク秋田	864-4111
労働相談・雇用相談・出稼ぎ相談	工業労政課	866-2114
中小企業事業資金融資相談	商業観光課・工業労政課	866-2112・866-2114
創業経営相談	工業労政課	866-2114
花と緑の相談	花と緑の相談所	831-0087
盲導犬について	秋田県盲導犬使用者の会	862-6025
消費生活相談	秋田市消費者センター	866-2016

4. サービスの評価等による、利用者のサービス選択の確保

利用者が適切なサービスを選択するためには、提供されているサービスの客観的な評価が必要です。そのための仕組みづくりを進めていきます。

行政評価システム

【企画調整課 866-2032】

市民が行政サービスを納得して受けられるように、また、事業の目的や必要性、効果などの適否を判断するためには、必要かつ十分な情報をわかりやすく提供しなければいけません。

そのため、行政評価<sup>(1)</sup>のシステムを確立し、PDCA(PLAN - DO - CHECK - ACTION:計画 - 実行 - 評価 - 改善行動)の業務改善サイクルに基づいた行政運営につとめます。

「行政評価」の定義(平成12年自治省):「行政評価」とは、政策、施策、事務・事業について、事前、事中、事後を問わず、一定の基準、指標をもって、妥当性、達成度や成果を判定するものをいい、国が定めた評価制度は除きます。なお、「政策」とは大局的な見地から地方公共団体がめざすべき方向や目的を示すもの、「施策」とは政策目的を達成するための方策、「事務・事業」とは施策目的を達成するための具体的な手段とします。

「行政評価」のポイント:従前のような、どれだけのコスト(予算や職員など)を投入したのか(インプット)、そしてどれだけのことを行ったのか(アウトプット)ではなく、具体的な指標として設定した成果(アウトカム)を重視します。あるアウトカムを達成するために、インプットは適切に使われているか、実効性のあるアウトプットが産出されているかなどをチェックするためには、行政評価は有効な手段であり、また、住民への説明責任を果たすための有効な手段でもあります。

事務・事業評価システムの試行

「事務・事業評価システム」は、各種事務・事業の実施にあたり、客観的評価基準に基づく事前評価を行うことにより、事務・事業の費用対効果を高めるとともに、市民ニーズに沿った施策展開、不要・不急事業の排除をはかるものです。

また、評価内容を公表することにより、行政のアカウンタビリティ(説明責任)を果たし、行政への市民理解を促進するとともに、自己評価を行うことにより、事務・事業担当部局の意識改革をはかろうとするものです。

秋田市は、この「事務・事業評価システム」を平成13年度から試行実施しており、その概略を市民のみなさんに公開しています。

サービス提供者の第三者評価

【福祉総務課 866-2092】

社会福祉基礎構造改革の一環として、信頼と納得が得られるようなサービスの質と効率性の確保という観点から、福祉サービスの質の向上と利用者の主体的な選択のために、福祉分野においても第三者評価を導入することになりました。

福祉サービスの第三者評価事業とは、事業者の提供するサービスの質を、当事者(事業者および利用者)以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業をいい、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、福祉サービスの質の向上に結び付けるため、また、利用者の適切な福祉サービスの選択のための情報として実施されるものです。

現在、秋田県内では第三者評価機関は設置されておりませんが、平成17年度を目途に秋田県社会福祉協議会内に設置される予定となっています。

苦情解決のしくみ

【福祉総務課 866-2092】

苦情解決のしくみは、福祉サービスの利用者がより快適なサービスを受けられるように、利用者からの苦情を適切に解決するために導入されました。社会福祉事業の経営者は、提供する福祉サービスについて、常に利用者からの苦情を適切に解決しなければいけないことになっています。

苦情解決制度の目的は、苦情に関する情報の隠蔽を防止し、福祉サービス利用者の権利擁護を重視して、次のような二重の制度からなっています。

事業者段階の苦情解決制度

福祉サービスにかかわる苦情については、第一義的には、利用者との

当事者間で解決できることが望ましいので、事業者ごとに苦情受付担当者と苦情解決責任者を設け、福祉サービスに関する苦情を適切に解決していくこととなっています。さらに、必要に応じて第三者委員が苦情解決にあたることとなっています。

都道府県段階の苦情解決制度  
福祉サービスにかかわる利用者からの

苦情の解決については、第一義的には事業者に課される責務ではありますが、利用者と事業者間では解決困難な事例もあり得るため、事業者段階での苦情解決制度とは別に、都道府県段階において、事業者段階では対応できない苦情について解決にあたることとなっており、秋田県社会福祉協議会に、秋田県運営適正化委員会が設置されています。

### 5. サービス利用に結びついていない要支援者への対応

本章の項目(86ページ以降参照)で、さまざまな相談支援体制について確認し、まずは、ニーズに応じて、相談できる体制を確保することとしました。しかし、なんらかの原因によって、サービスを利用したくても利用できずにいる人、相談したくても相談できない人がいることも考えられますので、そのような人たちへの支援体制も確保します。

#### 判断能力が低下した人への支援

##### 成年後見制度

判断能力が十分でない人(1)を財産管理・身上監護などの面で保護・支援する制度です。開始には家庭裁判所への請求が必要です。

判断能力の程度によって、後見・保佐・補助の3つの「法定後見制度」があるほか、判断能力があるうちに、後見(保佐・補助)してくれる人とあらかじめ契約しておく「任意後見制度」があります。

また、制度利用のサポート機関として、全国の司法書士が加入する「社団法人成年後見センター・リーガルサポート」があります。同センターでは、制度に関する相談、信頼できる後見人の育成とその紹介を行うほか、成年後見助成基金による資金援助など、さまざまな支援を行っています。

判断能力が十分でない人  
物忘れが多くなった高齢者や痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などをいいます。

リーガルサポートあきた  
(成年後見センター・リーガルサポート 秋田支部)  
018-824-0055、090-9534-5210  
FAX 018-824-0196  
山王六丁目3番4号(司法書士会館内)

##### 成年後見制度利用支援事業

【障害福祉課 866-2093】  
【高齢福祉課 866-2095】  
【健康管理課 883-1180】

身寄りがいないなどの理由により請求できない人には、成年後見制度を利用するための費用や後見人などへの報酬を援助します。

##### 地域福祉権利擁護事業

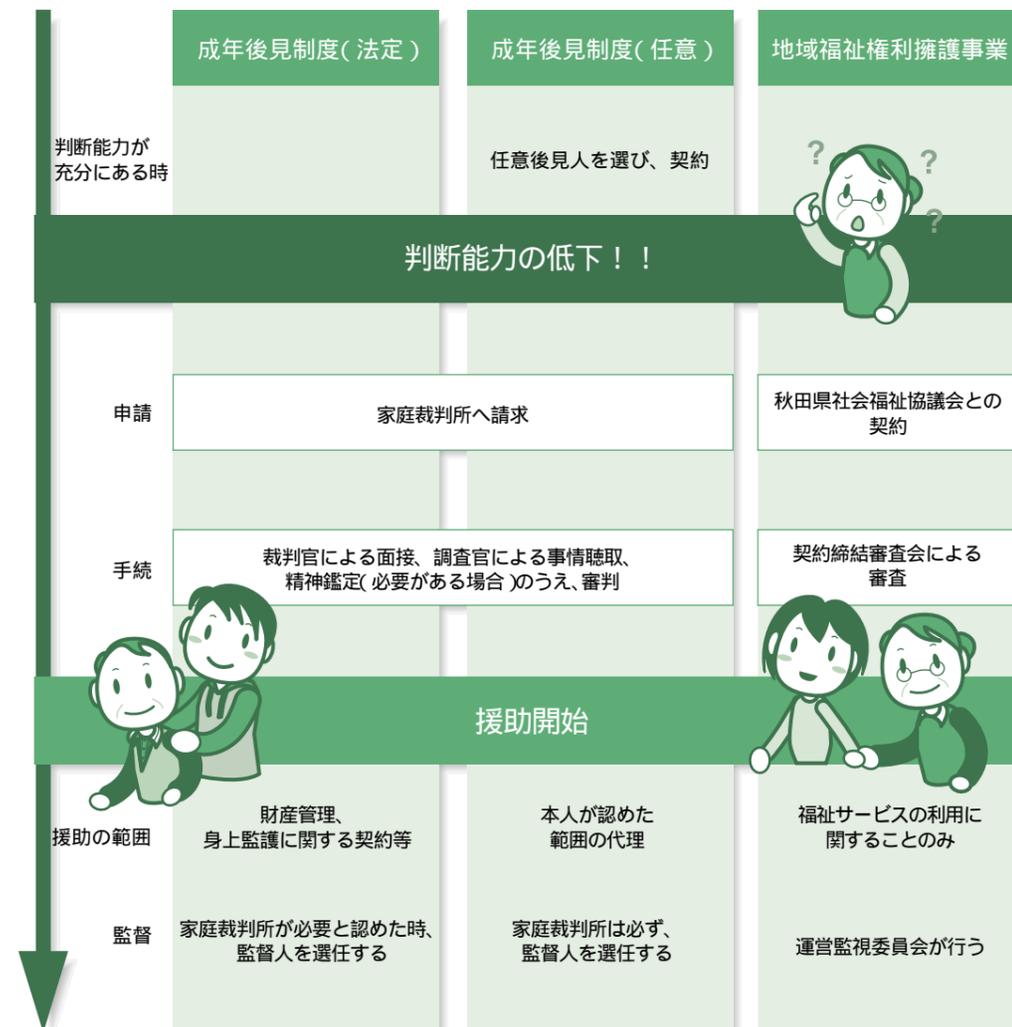
判断能力が十分でない人が地域で自立した生活ができるよう、福祉サービスを利用する際の援助やそれに付随する日常的な金銭管理等を行う事業です。「成年後見制度」とは異なり、裁判所への請求は必要なく、利用者とサポートセンターとの契約により利用できます。具体的なサービスは、生活支援員が行います。

秋田県福祉生活サポートセンター  
864-2740  
旭北栄町1-5(秋田県社会福祉協議会内)  
中央地区福祉生活サポートセンター  
862-0102  
八橋南一丁目8-2(秋田市社会福祉協議会内)

### 成年後見制度(法定・任意)と地域福祉権利擁護事業の比較

	成年後見制度(法定)	成年後見制度(任意)	地域福祉権利擁護事業
申請者	本人・近親者等	本人・近親者等	本人・後見人等
開始方法	家庭裁判所への請求	後見契約後、必要になったら家庭裁判所へ請求	県社会福祉協議会との契約
審査等手続	裁判官による面接、調査官による事情聴取、精神鑑定のうち、審理・審判	裁判官による面接、調査官による事情聴取、精神鑑定のうち、審理・審判	契約締結審査会による審査
援助者	後見(補助・保佐)人	任意後見(補助・保佐)人	生活援助員
援助者の選択権	家庭裁判所	本人	県社会福祉協議会
援助の範囲	財産管理・身上監護に関する契約等	本人が決める範囲で代理	福祉サービスの利用に関すること
援助者への報酬	家庭裁判所が利用者の資力から決定	家庭裁判所が利用者の資力から決定	1回(2時間以内)1,500円。生活保護世帯は無料。
援助者の監督	家庭裁判所が必要と認めれば、後見人を監督する後見監督人を選任する。	家庭裁判所は必ず、任意後見人を監督する任意後見監督人を選任する。	運営監視委員会

#### 利用の流れ



閉じこもりの防止

【高齢福祉課 866-2095】

高齢者を対象に、健康相談・機能訓練・いきがい活動などを開催するほか、老人クラブを「元気高齢者」の牽引役とし、その社会奉仕活動に対する補助を強化することで、閉じこもりがちな高齢者の社会参加などを啓発します。

見守りネットワーク事業  
【福祉総務課 866-2092】

秋田市社会福祉協議会を実施主体と位置づけ、地区社会福祉協議会の協力によって実施しています。

この事業は、自宅に閉じこもりがちな人の孤立化を防ぐため、近隣住民による「地域の支え合いのネットワーク」を築こうとするもので、実施にあたっては、地区社会福祉協議会の福祉協力員だけではなく、民生委員・児童委員が参画するなど、ネットワークの輪は次第に広がっています。

児童虐待の防止

【児童家庭課 866-2094】

児童虐待には、県の児童相談所が対応しています。秋田市は、児童虐待の可能性の高い家庭を早期に発見し、虐待の防止につとめるため、「児童虐待防止ネットワーク会議」を活用し、相談体制の充実や関係機関との連携を強化していきます。

不登校児童への支援

【教育委員会学校教育課 866-2244】

不登校の児童のための適応指導教室「すくうる・みらい」の運営、担任の先生とメール交換ができるパソコンの貸し出し、大学生による家庭訪問などを行っています。

また、子育て総合センターでも、電話相談「ぐりーん・えこー」(98ページ参照)によって相談に応じています。

しかし、行政による支援だけでは十分な対応ができない場合も多く、将来的には、ボランティアなどとの協力が必要と考えています。

生活資金不足への支援

【秋田市社会福祉協議会 862-7445】  
【秋田県社会福祉協議会 864-2711】

生活福祉資金貸付制度

低所得者、障害者、高齢者が経済的に自立するのを目的とした援助・指導を行う制度です。緊急に生活費が必要になった低所得世帯を対象とした「緊急小口資金制度」など7種類あり、秋田市社会福祉協議会が窓口、秋田県社会福祉協議会が貸し付けの決定をしています。

市民小口資金貸付制度

一時的に生活が困難になった時に、生活のつなぎ資金を迅速に貸し付ける制度で、秋田市社会福祉協議会がその決定をしています。前出の「緊急小口資金制度」と趣旨は同じですが、保証人の要・不要など、いくつか違いがあります。

緊急小口資金制度、市民小口資金貸付制度の比較

	緊急小口資金制度	市民小口資金貸付制度
貸し付け限度額	50,000円	40,000円 (特に必要な場合60,000円)
利息	年3%	無利子
保証人	不要	必要
民生委員の確認	不要	必要
貸し付けまでの時間	毎週金曜締め、翌週月曜に送金	申請受理後、直ちに小切手を交付
交付方法	銀行振込	小切手を銀行で現金化
償還期限	6か月以内	10か月以内
対象・内容	低所得世帯(生活保護受給者を除く)で、次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合。 1. 医療費又は介護費の支払など 2. 給与などの盗難、又は紛失 3. 年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費 4. 火災などの被災	1. 秋田市に6か月以上居住し、独立の生計を営む成人した低所得者。 2. 一時的な出費など生業資金を除く)によって生活が困難になった者。 3. 生活保護法による被保護者については、福祉事務所長が必要と認められた者。
貸付決定機関	秋田県社会福祉協議会	秋田市社会福祉協議会

生活福祉資金は、この他に、生業に関する「更生資金」、一時的な出費に対する「福祉資金」、住宅改修に関する「住宅資金」、教育に関する「修学資金」、療養・介護に関する「療養・介護資金」、り災に関する「災害援護資金」があります。

秋田県社会福祉協議会が主体となる生活資金の貸し付け制度は、他にもありますので、お問い合わせください。

第2章

公・共・私の責任と役割分担  
(公助・共助・自助)

この章(第2章)では、まずはじめに、厳しい経済状況が続く中で、秋田市の財政状況を確認します。

次に、第1章に記述したとおり、市民のみなさんの生活課題は、従来考えられてきた福祉分野よりも、広範多岐にわたっていることが明らかになりました。

それらの課題を、より早期に解決していくためには、パートナーシップ(公・共・私の協働)がなにより大切であるという観点のもと、市の業務全般を見渡して、「公・共・私の責任と役割分担」が考えられる代表的な例をいくつかピックアップしてみました。

また、今後の行政改革への取り組みのひとつとして、行政の役割や責任範囲を明確にしていく方向性も示しています。